一般社団法人香川県トラック協会

# 7月の情報提供

	1.	求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和6年5月分)	•	•		1
	2.	運行管理者試験事前勉強会の開催について (ご案内)	•	•		5
	3.	安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナー開催のご案内		•		6
	4.	乗務員講習会のご案内	•	•		7
	5.	初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内		•	1	1
	6.	歩行者ファーストかがわ2024について	•	•	1	4
	7.	歩行者ファーストかがわ2024への参加案内と参加費助成について	•	•	3	О
	8.	全日本トラック協会優秀運転者顕章候補者の推薦について	•	•	3	3
	9.	「自動車運送事業の運行管理者表彰制度」のご案内		•	3	7
1	0.	個人ばく露測定定着促進補助金のご案内		•	4	2
1	1.	STOP!熱中症クールワークキャンペーン	•	•	4	4
1	2.	夏期労働災害防止強調運動実施要綱	•	•	5	9
1	3.	陸災防香川県支部の皆様へ	•	•	6	6
1	4.	会員名簿の変更等について	•	•	6	7
<b>%</b> .	地球	環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりる	ます	ナ/	) つ。	

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

### 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数について (令和6年5月)

(公社)全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和6年5月分の 運賃指数の概要は以下のとおりです。

### 令和6年5月の運賃指数の概要

- 1. 令和6年5月の運賃指数は、前月比1ポイント増、前年同月比9ポイント増の131であった。
- 2. 5月末現在の求車登録件数は113, 299と前年同月比18, 190増(19. 1%増)となった。

### 1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年 <b>度</b>
加入者数 (ID 数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162.940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
加入者数 (ID 数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,444
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	47,044

<sup>※</sup>令和6年度は令和6年5月末現在(以下同様)

### 2. 荷物情報(求車)件数

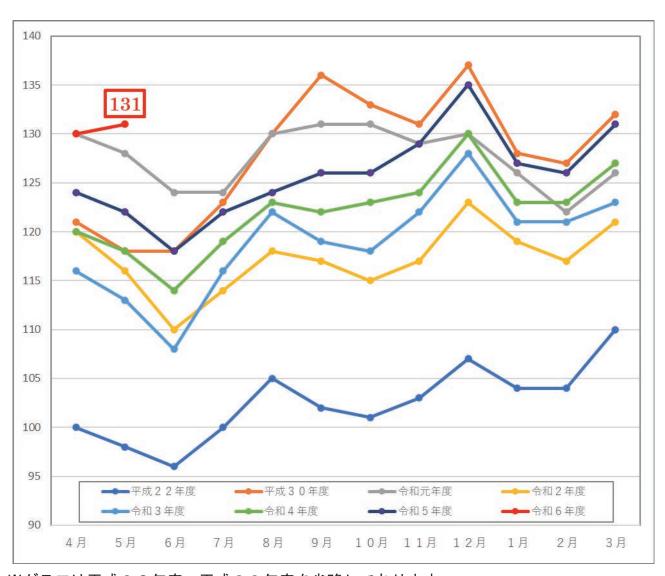
年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和	令和	令和	令和	令和	令和
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	261,052

荷物情報	令和6年5月	前年同	月比	前月比			
(求車)	7410437	增減数	増減率	增減数	増減率		
登録件数	113, 299	18, 190	19. 1%	-34, 454	-23.3%		
成約件数	22, 722	7 1 9	3. 3%	-1, 147	-4.8%		
成約率	20.1%	一3.1ポイント	_	3. 9ポイント	_		

### 3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	131										

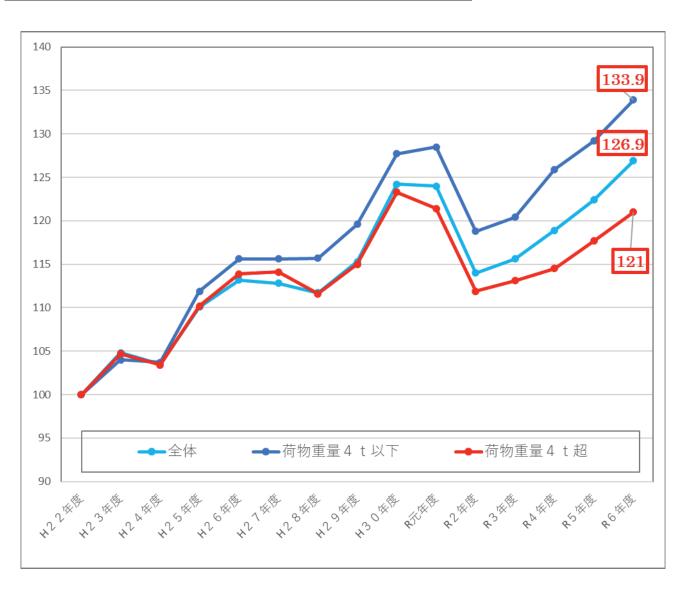


※グラフは平成23年度~平成29年度を省略してあります。

### 4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年 <b>度</b>	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	126.9
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	133.9
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	121



### 〇成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会(全ト協)と日本貨物運送協同組合連合会(日貨協連)では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」(WebKIT)における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準(年度指数は平成22年度平均を100)としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

- ※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。
- ※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

### 〇成約運賃指数とは

荷物情報(求車)、車両情報(求荷) それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別 運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

### OWebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネット を利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報 登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波 動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。 なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 (公社)全日本トラック協会経営改善事業部 深田TEL03−3354−1056

日本貨物運送協同組合連合会 KIT·情報化事業部 武田、松井、岡崎 TELO3-3357-6068

(一社) 香川県トラック協会

### 運行管理者試験事前勉強会の開催について (ご案内)

拝啓時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記の通り開催致しますので、参加ご希望の会員様は下記申込票にて7月16日(火)までにご返信下さい。準備の都合上、定員50名(先着順)、期日厳守とさせていただきます。

なお、<u>勉強会当日に資料代1名1,000円を徴収致します</u>ので、ご配慮くださいますようお願い申し上げます。

この勉強会は試験受験資格の「運行管理者基礎講習」ではありませんので、ご注意ください。

敬具

記

- 1.日時令和6年7月25日(木)9時00分~18時20分※受付8時30分より
- 場所 ホテルパールガーデン 本館1階「玉藻」
   高松市福岡町2-2-1
- 3. 内 容 「運行管理者試験に向けての対応等」
- 4. 講師 ヤマト・スタッフ・サプライ㈱ ご担当者

# 参 加 申 込 票

会社名:	
受講者名:	

※香ト協FAX:087-821-4974宛ご返信下さい。

参加費 無料

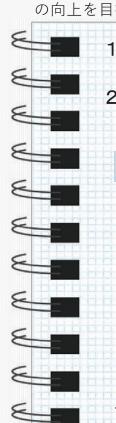
# 安全衛生推進者のための

# 労働災害防止対策セミナ

労働者10人以上50人未満の事業場においては、労働安全衛生関係法令に基づき安全衛生推 進者を選任しなければなりません。

- ・ 名ばかりの安全衛生推進者になっていませんか?
- 適切な安全衛生管理は行われていますか?

このセミナーでは、現在、陸運業において安全衛生推進者に選任されている方だけでなく、 安全衛生管理を担う方や今後担当予定の方を対象に、安全衛生管理に関する知識、手法を説明します。是非この機会に、安全衛生推進者等のレベルアップを図り、職場の安全衛生水準の向上を目指しましょう。



- 1. 日 時: 令和6年8月2日(金)13:30~16:00
- 2. 場 所:香川県トラック総合会館 5階大会議室 高松市福岡町3丁目2-3

### セミナーの内容

- •陸運業における労働災害発生状況
- 安全衛生推進者の職務
- ・モデル安全衛生管理規程
- ・災害事例に学ぶ安全衛生推進者の職務の実践
- 3. 定 員:40名(申込締切:7月19日(金) ただし、定員に達し次第締め切ります。) ※受講票等は送付しません。
- 4. 受講証明: セミナー受講者には、受講証明書を交付します。 <u>(本セミナーは、安全衛生推進者養成講習や安全衛生推進者能力向上教育(初任時)ではありませんので、ご注意ください。)</u>

お問合せ先: 陸災防香川県支部 TEL 087-851-6251

(切り取らずにそのままご送信ください。)

参加申込書

(送信先 FAX 087-821-4974)

ふりがな 参加者氏名	1				2		
事業場名							
所 在 地	₹						
電話•担当者氏名	TEL(	)	_	ت	· 注担当者:		

会員各位

一般社団法人香川県トラック協会

### 令和6年度 乗務員一般講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成 16 年度より国土交通省告示 1366 号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、貨物自動車運送事業法など関係法令への理解も同時に深めていただける内容となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬具

記

- 1. 開催内容 乗務員一般講習
- 2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
- 3. 対象者 営業所所属運転者 ※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
- 4. 費 用 無料
- 5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
- 6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会 電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

# 令和6年度 乗務員一般講習会 参加申込票

# ・乗務員一般講習(受講希望日に**✓**印をご記入下さい。)

<b>✔</b> 印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第 253 回	8月24日(土) 9:00 ~ 12:00	会場 ユープラザうたづ 住所 綾歌郡宇多津町浜六番丁88

### ○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名(記入者)	

		氏 名	生年月日		トラック ドライバー歴	乗務車種(〇印記入)
	(ふりがな)		昭和 ・ 平成	年		大型
1			月 日(満	歳)	年	中型
	7希望講習 )印記入)		第 253 回 (AM)			小型
	(ふりがな)		昭和 • 平成	年		大型
2			月 日(満	歳)	年	中型
	可希望講習 (印記入)		第 253 回 (AM)			小型
	(ふりがな)		昭和 • 平成	年		大型
3			月 日(満	歳)	年	中型
	参加希望講習 第 253 回 (AM)			小型		

※ 香ト協 (FAX 087-821-4974) へ申し込みください。

### 会員各位

一般社団法人香川県トラック協会

### 令和6年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成 16 年度より国土交通省告示 1366 号を基にし、 安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催し ております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬具

記

- 1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習会
- 2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
- 3. 対象者 営業所所属運転者 ※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
- 4. 費 用 無料
- 5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAXにてお申し込みください。
- 6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会 電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

# 令和6年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

# ・乗務員ステップアップ講習(受講希望日に**✔**印をご記入下さい。)

<b>✔</b> 印 記入欄	開催回	開催日時		開催場所
	第 110 回	令和6年 9月14日 (土) 9:00 ~ 12:00	会場	安全研修センター
	第 111 回	9月14日 (土) 13:30 ~ 16:30	住所	高松市福岡町3丁目3-6

### ○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名(記入者)	

		氏	名		生年月日		トラック ドライバー歴	乗務車種 (〇印記入)
	(ふりがな)				昭和 ・ 平成	年		大型
1					月 日(満	歳)	年	中型
	7希望講習 )印記入)			第1	10回(AM) · 第111	回(PM)		小型
	(ふりがな)				昭和 ・ 平成	年		大型
2					月日(満	歳)	年	中型
	7希望講習 )印記入)			第1	10回(AM) · 第111	回(PM)		小型
	(ふりがな)				昭和 ・ 平成	年		大型
3					月日(満	歳)	年	中型
	7希望講習 )印記入)			第1	10回 (AM) · 第111	回(PM)		小型

※ 香ト協 (FAX 087 - 821 - 4974) へ申し込みください

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

### 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第1 0条第2項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会(6時間講習・11回)、事故惹起運転者講習会(6回)を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回20名を定員とさせていただいております。

敬具

### ※初任運転者とは(指導の場合)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項に基づき運転者として 常時選任するために新たに雇い入れた者。(当該貨物自動車運送事業者に おいて初めてトラックに乗務する前3年間に他の一般貨物自動車運送事 業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く)

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容 及び時間」15時間以上の内、6時間講習で実施しますので、残り9時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

### ※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は3号に掲げる傷害を受けたもの)を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者(同条第4号に掲げる傷害を受けたもの)を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

### 1. 開催日程

<初任運転者講習会>

第1回 令和6年	4月25日(木)	第8回 令和6年1	2月 5日(木)
第2回	5月23日(木)	第9回 令和7年	1月30日(木)
第3回	6月 6日 (木)	第10回	2月 6日(木)
第4回	7月 4日(木)	第11回	3月27日(木)
第 5 回	8月29日 (木)		
第 6 回	9月26日 (木)		
第7回	10月24日(木)		

### <事故惹起運転者講習会>

第1回	令和6年	5月	9 ∄	(木)	第5回 令和7年	1月23日(木)
第2回		7月1	1 日	(木)	第6回	3月13日(木)
第3回		9月1	2 日	(木)		
第4回	1	1月	7 日	(木)		

2. 開催時間 9:30 ~ 17:00

3. 場 所 四国交通共済会館

4. 受講料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。

5. 定 員 20名

6.申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。

初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。

※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。

7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。

> ※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。 予め、ご了承ください。

### 初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

### ○初任運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください。)

✔印 記入欄	開催日	✔印 記入欄	開催日
終了	令和6年 4月25日(木)		令和6年 12月 5日(木)
終了	5月23日 (木)		令和7年 1月30日(木)
終了	6月 6日 (木)		2月 6日 (木)
	7月 4日 (木)		3月27日 (木)
	8月29日 (木)		
	9月26日 (木)		
	10月24日 (木)		

### ○事故惹起運転者講習会 (受講希望日に印をご記入ください)。

✔印 記入欄	開	催 日	✔印 記入欄	開	催日
終了	令和6年	5月 9日 (木)		令和7年	1月23日 (木)
		7月11日 (木)			3月13日 (木)
		9月12日 (木)			
		11月 7日(木)			

※開講時間は、 $9:30\sim17:00$  (各回共通) ※ご希望の講習日にチェック ( $\checkmark$ ) をお願い致します。 ※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

### ○受講者データ

ふりがな 氏 名		生年月日		
	昭和 平成	年	月	日

### ○派遣先データ

会社名			
会社住所	Ŧ		
電話番号		FAX番号	
担当者名		<u>役</u> 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX (0877-44-3390) へご送信願います。



断歩道等における

車両等は、横断歩道等を横断しようとする歩行者または自転車があるときは、 当該横断歩道の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないように しなければならない。※横断歩道等…横断歩道または自転車横断帯をいう。

# [[チーム系

募集期間 7月1日(月)~ 8月30日(金) 実施期間 9月1日(日)~12月31日(火)

参加資格

日本の運転免許証(原付のみも可)を持ち、県内に在住または 通勤・通学している方

実施内容

- (1)3人1組のチームを編成し、チーム全員が率先して「横断歩 道等における歩行者等優先ルール」を遵守し、無事故・無違 反を目指してください。
- (2)実施期間終了後、チームの代表者または事業所・団体の代 表者あてに参加者の運転記録証明書を送付します。(無事 故・無違反の達成チームには達成通知書も併せて送付)
- (3)無事故・無違反を達成したチームの中から、抽選で賞品を 贈呈します。(賞品の抽選は令和7年3月の予定です。)

加費

1チーム3,000円

(1人当たり1,000円 ※運転記録証明書交付手数料670円を含みます。)

啓発グッズ

参加者全員に啓発用マイクロファイバークロス (液晶画面等の拭き取り用)を配布します。



- 30万円分の旅行券
- 15万円分の Amazon ギフト券
- 県産品カタログギフト
- 奨励賞 企業・団体からの協賛品

※【Amazon は Amazon.com. Inc. またはその関連会社の商標です。】

### かがわ交通安全活動推進実行委員会

(一財) 香川県交通安全協会、香川県安全運転管理連絡協議会、自動車安全運転センター香川県事務所、(一社) 香川県トラック協会、(一社) 香川県バス協会、香川県タクシー協同組合、香川県交通安全母の会連合会、(公財) 香川県老人クラブ連合会、(一社) 日本自動車販売協会連合会香川県支部、(一社) 香川県自動車整備振興会、香川県中古自動車販売協会、 香川県、香川県教育委員会、香川県警察、各市町(順不同)

アオイ電子(株)、朝日スチール工業株、大川自動車(株)、株香川銀行、(一社)・香川県連設業協会、香川県信用組合、香川県農業協同組合、香川舗道㈱、香川ヤクルト販売㈱、カトーレック㈱、こくみん共済coop香川推進本部、琴参バス㈱、㈱坂出自動車学校、堺屋醤油㈱、JAF香川支部、生活協同組合コープかがわ、セトラスホールディングス㈱、㈱総合開発、高松信用金庫、㈱タダノ、㈱T・D・S高松自動車学校、(一財) 阪大微生物病研究会、㈱百十四銀行、㈱フジ、丸善工業㈱ (五十音順)

問合せ先

かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局(香川県危機管理総局くらし安全安心課内)

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10 TEL:087-832-3231

詳しくはHP 香川県 歩行者ファーストかがわ

Q

## ~目指世!無事故。無違反~

### 1. 参加申込書

# <参加申込書(運転記録証明書交付申請書)> 右面の記入例を参考にしてください。

- (1)参加申込書(運転記録証明書交付申請書)を切り取り、必要事項を記入し、印鑑を押印してください。
  - ※参加申込書(1チーム用)、参加申込書(複数チーム用)は、県ホームページからダウンロードできます。
- (2)同一人物が重複して参加申込はできません。

### 2. 参加費

### (1)郵便局から参加費を払い込む場合 右面の記入例を参考にしてください。

郵便局備え付けの「払込取扱票・振替払込請求書兼受領証(青色)」に必要事項を記載の上、郵便局窓口またはATMから、チームの参加費 および払込手数料の合計額を払い込んでください。

例1:参加費3,000円(1チーム分)+払込手数料(窓口203円、ATM 152円)

例2:参加費60,000円(20チーム分)+払込手数料(窓口417円、ATM 366円)

※払込手数料は、5万円未満の場合は例1、5万円以上の場合は例2の手数料が必要です。

※ゆうちょ銀行の一部サービスの料金が新設・改定されていますので、払い込みの際、注意してください。

### 【払込取扱票・振替払込請求書兼受領証(青色)】の記入事項

加入者名 かがわ交通安全活動推進実行委員会と記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)

口座番号 01600-6-69044と記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)

金額欄 例1:1チームの場合は、¥3,000を記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)

例2:20チームの場合は、¥60,000と記入してください。(振替払込請求書兼受領証にも記入が必要です。)

通信欄 例1:「参加チーム名」、「チームの代表者名」を記入してください。

例2:「事業所・団体の名称」、「参加チーム数」および「代表者名」を記入してください。

依頼人欄 郵便番号、住所および氏名を記入してください。(振替払込請求書兼受領証には氏名を記入してください。)

### (2)受付窓口に直接参加費を持参する場合(土日、祝日を除く。)

- ●実行委員会事務局(香川県危機管理総局くらし安全安心課内)受付時間 8:30~17:15(高松市番町4-1-10 TEL087-832-3231)
- ●一般財団法人香川県交通安全協会 受付時間 9:00~16:00(高松市郷東町142番地1 TEL:087-832-9355)

### 3. 申込方法

### (1)郵送の場合

- ①「参加申込書」および「振替払込請求書兼受領証」(コピー可)を実行委員会事務局に送付してください。(FAX、メールの申込は不可)
  - ※払込手数料をATMから払い込んだ場合は、利用明細票(コピー可)を送付してください。
- ②後日、受付票および啓発グッズをチームの代表者または事業所・団体の代表者あてに 送付します。
  - ※「参加申込書」に添付した「振替払込請求書兼受領証」は返還できません。

### (2)持参の場合

- ①「参加申込書」および「参加費(現金)」を受付窓口に持参して ください。
- ②現金領収証を発行し、参加者数分の啓発グッズを配布します。
- ③後日、受付票をチームの代表者または事業所・団体の代表者あてに送付します。

### (1)参加資格

注

意

事

頂

日本の運転免許証(原付のみも可)を持ち、県内に在住または通勤・通学している方でも、次のいずれかに該当する方は除きます。

- ①長期入院、海外渡航等により実施期間中に実質運転する機会がない方
- ②国際運転免許または仮免許証しか保有していない方
- ③実施期間中に、期間前の交通事故や違反等の事由により運転免許の停止や取消処分を受けることが明らかな方
- ④高校生は、運転免許取得について学校の許可を受けていない方

#### (2)失格事由

チームのメンバーのうち1人でも、次のいずれかに該当する場合は、そのチームを失格とします。

- ①実施期間中に運転免許の停止または取消処分を受けた場合
- ②実施期間中に運転免許が失効し、又は運転免許を返納した場合(※参加申込みの際、運転免許がすでに失効している場合も含みます。)
- ③その他の理由により、運転記録証明書の発行ができない場合

〒760-8570 高松市番町4-1-10

かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局 行 (香川県危機管理総局くらし安全安心課内) ←郵送で申込みの際に切取線(点線)で切り取ってお使いください。

# 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)の記入例

### 代理授与通知書

令和6年 7 月

5 ⊟

申請日を記入してください。

郵便物を送付しますので、勤務先の所在地を記入された場合は、必ず勤務先の名称を記入してく

ださい。

私たち、歩行者ファーストかがわ2024の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行委員会会長に、証明書の受領を下記チーム代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記チーム代表者に対し、期間中のチームの無事故・無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ2024に参加を申し込みます。

### 1.チーム名及び代表者

チ	ム名称	歩行者ファーストかがわ ff-Loostmid 15字以内です。
47	所在地 又は住所地	(〒 7 6 0 - 8 5 7 0) **動務先の所在地を記入された場合は、必ず動務先の名称も記入してください。 香川県高松市番町4-1-10
代表者		動務先( 香川県危機管理総局くらし安全安心課 )
者	氏 名	香川太郎 ※代表者の氏名の記載のない場合、参加申込者名簿の1番の参加申込者を代表者と見なします。
	電話番号	(087)832-323 I       勤務先・自宅       **昼間連絡のとれる番号を記入してください。

※参加者の運転記録証明書(個別封書)は代表者宛にまとめて送付しますので、所在地又は住所地欄は正確に記入してください。

### 2. 参加申込者名簿《必ず3人全員分の記入・押印をお願いします》

	整理番号							
		運転免許証の番号 有効期限	7	フリ 氏	ガナ 名	生年	月日	印
1		00000 2027 # 2		1	太郎		H  月 <mark>20</mark> 日 ・ 女	劑
2	8 1 1 1	I I I I 2026年10	I I I I 月 25日	カガワ <b>香川</b>	ハナコ 花子		H <mark>9<sub>月</sub> 25</mark> 日 · 安	香训
3		2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2			ジロウ	T · S · ( 2年 I	H   <sub>月</sub>  2 <sub>日</sub> ・ 女	香训
<b>*</b> 5	色許証の有効期限	を確認しましょう。		※免許証に記	載された氏名を	記入してくださ	い。	

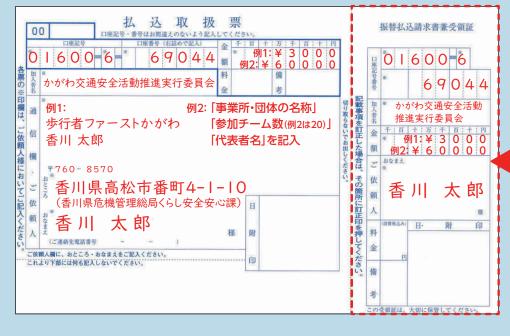
必ず全員が押印を

してください。

運転免許証の有効期限に <u>注意し</u>ましょう。

申込み、実施期間内に更 新の方は、現在の有効期 間を記入し、忘れずに更 新してください。





この部分を送付 してください。 (コピー可)

※ATMで払い込んだ 場合は利用明細票を 送付してください。 (コピー可)

# 歩行者ファーストかがわ2024~目指せ!無事故·無違反~ 参加申込書

(運転記録証明書交付申請書)

自動車安全運転センター 香川県事務所長 殿 参加申込者名簿のとおり証明書の交付申請をします。

(申請者) かがわ交通安全活動推進実行委員会

会 長 大久保 健二

事務局所在地 高松市番町四丁目1番10号

電 話 番 号 (087)832-3231



## 代理授与通知書

令和6年

]

Н

私たち、歩行者ファーストかがわ2024の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進 実行委員会会長に、証明書の受領を下記チーム代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記チーム代表者に対し、期間中のチームの無事故・無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ2024に参加を申し込みます。

### 1.チーム名及び代表者

チ	・一ム名称	 		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1	1	1 1 1	1 1 1 1	1	1	1	1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	 	チームの名称は 15字以内です。
代	所在地 又は住所地	(〒	_			)		※勤	務先の所	<b>行在地を</b> 記	記入され	た場合に	ま、必ず	勤務先の名	<b>弥も記入してください。</b> )
代表者	氏 名					※代	表者の日	氏名の記	載のなし	\場合、参	参加申込	者名簿の	01番の	参加申込者を	を代表者とみなします。
	電話番号	(	)		_					勤務	先	自	宅		間連絡のとれる番号を 入してください。

<sup>※</sup>参加者の運転記録証明書(個別封書)は代表者あてにまとめて送付しますので、所在地又は住所地欄は正確に記入してください。

### 2. 参加申込者名簿《必ず3人全員分の記入・押印をお願いします》

整理番号 運転免許証の番号 フリガナ 生年月日 钔 有効期限 氏 名  $T \cdot S \cdot H$ 年 月 日 年 (西暦)  $\exists$ · 女  $T \cdot S \cdot H$ 2 月 日 年 月 日 (西暦)  $T \cdot S \cdot H$ 3 年 月 日 月 日 (两曆)

※免許証の有効期限を確認しましょう。

# 歩行者ファーストかがわ2024 ~目指せ!無事故・無違反~

### 参加申込書

### (運転記録証明書交付申請書)

自動車安全運転センター 香川県事務所長 殿 参加申込者名簿のとおり証明書の交付申請をします。

(申請者) かがわ交通安全活動推進実行委員会

会 長 大久保 健二

事務局所在地 高松市番町四丁目1番10号

電話番号 (087) 832-3231

### 代理授与通知書

令和6年7月5日

私たち、歩行者ファーストかがわ2024の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行 委員会会長に、証明書の受領を下記の代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記代表者に対し、期間中のチームの無事故無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ2024に参加を申し込みます。

### 1 チーム名及び代表者

	チーム名称	例1:歩行者ファースト株式会社 例2:歩行者ファースト(略称可)、歩行者優先(任意のチーム名も可)
代	所在地	(〒760-8570) 香川県高松市番町 4-1-10
表者	事業所・団体名 役職・氏名	歩行者ファーストかがわ株式会社 代表取締役 香川 太郎
78	電話番号	(087) 832-3231 ※昼間連絡のとれる番号を記入してください。

- ・参加者の運転記録証明書(個別封書)は代表者あてにまとめて送付します。
- ・事業所・団体の代表者や安全運転管理者等の統括責任者名を記入してください。
- ・チームの名称は事業所・団体の名称(任意の名称や略称可)とし、チームを区別するために、No.1、No.2と付番します。

例 1: ○○○㈱No. 1、○○○㈱No. 2 ····· 例 2: 歩行者優先No. 1、歩行者優先No. 2

・参加申込者名簿が不足する場合は、No.未記入の参加申込者名簿を使用してください。

No. 1				Ž	参加	申込	者名	簿≪	必す	*3 <i>/</i>	全員	員分	の記入・押印をお願いし		
整理番号					運転	免許	正の番	号					フリガナ	生年月日	印
					有	効	期	限					氏 名	生 中 月 日	Flì
	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	カガワ タロウ	T S H	
1	0	_	U	U	U	U	U	U	U	V	U	U	│ · 香川 太郎	40年1月20日	<b>ED</b>
			2 0 2	27年	(西原	暦)	2	月	20	目			首川 太郎	男・女	
	8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	4	カガワ ハナコ	T S H	
2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	· 香川 花子	42年9月25日	<b>ED</b>
			2 0	26年	三 (西	暦)	10	月	25	月			1 省川 化丁	男・女	
	0	-									0		カガワ ジロウ	T·S·H	
3	8	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	子山 Apin	2年11月12日	<b>ED</b>
			2 0	2 5 4	手 (西	[暦]	12	月	12	Ħ		-	香川 次郎	男・女	

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

# 歩行者ファーストかがわ2024 ~目指せ!無事故・無違反~

### 参加申込書

### (運転記録証明書交付申請書)

自動車安全運転センター 香川県事務所長 殿 参加申込者名簿のとおり証明書の交付申請をします。

> (申請者) かがわ交通安全活動推進実行委員会 会 長 大久保 健二



事務局所在地 高松市番町四丁目1番10号

電話番号 (087) 832-3231

### 代理授与通知書

令和6年 月 日

私たち、歩行者ファーストかがわ2024の参加者は、運転記録証明書の交付申請をかがわ交通安全活動推進実行 委員会会長に、証明書の受領を下記の代表者にそれぞれ委任しましたので通知します。

また、自動車安全運転センターが、実行委員会及び下記代表者に対し、期間中のチームの無事故・無違反の達成チームの結果が通知されることを同意した上で参加します。

参加申込者名簿のとおり、歩行者ファーストかがわ2024に参加を申し込みます。

### 1 チーム名及び代表者

	チーム名称	
代	所在地	$(\overline{T} - )$
表	事業所・団体名	
者	役職・氏名	
19	電話番号	( ) 一 ※昼間連絡のとれる番号を記入してください。

- ・参加者の運転記録証明書(個別封書)は代表者あてにまとめて送付します。
- ・事業所・団体の代表者や安全運転管理者等の統括責任者名を記入してください。
- ・チームの名称は事業所・団体の名称(任意の名称や略称可)とし、チームを区別するために、No.1、No.2と付番します。

例 1: 〇〇〇㈱No. 1、〇〇〇㈱No. 2 ····· 例 2: 歩行者優先No. 1、歩行者優先No. 2

・参加申込者名簿が不足する場合は、№未記入の参加申込者名簿を使用してください。

No. 1	参加申込者名簿≪必ず3人全員分	·の記入・押印をお願いします≫
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ 生年月日 印
	有 効 期 限	氏 名
		Т•Ѕ•Н
1		年月日
	年(西暦) 月 日	男・女
		T·S·H
2		年 月 日
	年(西暦) 月 日	男・女
		Т•Ѕ•Н
3		年月日
	年(西暦) 月 日	男・女

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

								- 171
No. 2		参加申记	∆者名簿	≪必ず3	3 人全員分	かの記入・押印をお願し	ハします≫	
整理番号		運転免	許証の番号	+		フリガナ	4年11月	בח
		有 効	期限			氏 名	生年月日	印
							Т•Ѕ•Н	
1				Į			年 月 日	
		年 (西暦)	月	日			男 • 女	
							Т•Ѕ•Н	
2							年 月 日	
	1	年 (西暦)	月	F			男 • 女	
							Т•Ѕ•Н	
3							年 月 日	
	, ,	年 (西暦)	月	Η .	' '	1	男 • 女	
		十 (四百)	Л	Н				

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

<sup>※</sup>免許証に記載された氏名を記入してください。

No. 3	参加申込者名簿≪必ず3人全員分	↑の記入・押印をお願いします≫	
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ 生年月日	印
	有 効 期 限	氏 名	Flì
		T · S · H	
1		年 月 日	
	年(西曆) 月 日	男・女	
		T · S · H	
2		年 月 日	
	年(西曆) 月 日	男・女	
		T·S·H	
3		年 月 日	
	年(西暦) 月 日	男・女	

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No. 4	参加	□申込者名簿≪必ず	3人全員分の記入・押日	印をお願いします≫	
整理番号	道	<b>運転免許証の番号</b>	フリン	ガナ 生年月日	בח
	有	効 期 限	氏	名	印
				Т•Ѕ•Н	
1				年 月 日	
	年(西圏	<b>(i)</b> 月 日		男・女	
				Т•Ѕ•Н	
2				年 月 日	
	年(西圏	5) 月 日		男 · 女	_
				Т•Ѕ•Н	
3				年 月 日	
	年(西圏	<b>月</b> 日		男・女	

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

	参加申记	者名簿	≪必ず3	3人全員分	の記入・押印をお願い	ヽします≫	
	運転免討	午証の番号			フリガナ	<b>化</b> 左耳口	rn.
	有 効	期限			氏 名	生年月日	印
						T · S · H	
						年 月 日	
	年 (西暦)	月	月			男 · 女	
						T • S • H	
						年 月 日	
1 1	年 (西暦)	月	FI FI	1		男 · 女	
						T • S • H	
					<b></b>	年 月 日	
	年 (西暦)	月	月	, ,		男 · 女	
		運転免託       有 効       年 (西暦)       年 (西暦)	運転免許証の番号       有効期限       年(西暦)月       年(西暦)月	運転免許証の番号       有効期限       年(西暦)月日       年(西暦)月日	運転免許証の番号       有効期限       年(西暦)月日       年(西暦)月日	運転免許証の番号     フリガナ       有効期限     氏名       年(西暦)月日     日	有効期限     氏名       年(西暦) 月日     男・女       年(西暦) 月日     男・女       年(西暦) 月日     男・女       T・S・H年月日       年(西暦) 月日     男・女       T・S・H年月日       年(西暦) 月日     男・女

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

<sup>※</sup>免許証に記載された氏名を記入してください。

No. 6	参加申记	者名簿	≪必ず3	3 人全員分	の記入・押印をお願い	ハします≫	
整理番号	運転免詢	午証の番号			フリガナ	生年月日	ĽП
	有 効	期限			氏 名	生 生	印
						T · S · H	
1						年 月 日	
	年 (西暦)	月	日			男・女	
						T · S · H	
2						年 月 日	
	 年 (西暦)	月	月			男 · 女	
						T • S • H	
3						年 月 日	
	年 (西暦)	月	Ħ			男・女	

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No. 7	参加申述	<b>込者名簿</b> 。	≪必ず 3	人全員分	の記入・押印をお願	いします≫	
整理番号	運転免	許証の番号			フリガナ	生年月日	בח
	有 䓖	期 限			氏 名	生年月日	印
						Т•Ѕ•Н	
1						年 月 日	
	年 (西暦)	月	目			男・女	
						T · S · H	
2						年 月 日	
	 年 (西暦)	月	日			男 • 女	
						Т•Ѕ•Н	
3						年 月 日	
	 年 (西暦)	月	Image: second control in the property of the pro	•		男 • 女	

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No. 8		参加申	込者名第	簿≪必ず	3人全員	分の記入・押印をお願い	ハします≫	
整理番号		運転	免許証の番	:号		フリガナ	生年月日	בח
		有	効 期	限		氏 名	生平月日	印
							т•ѕ•н	
1							年 月 日	
		年 (西暦)	月	日			男 • 女	
							T • S • H	
2							年 月 日	
		年 (西曆)	月	月	•		男 • 女	
							Т•Ѕ•Н	
3							年 月 日	
	,	年 (西暦)	月	日	•		男 • 女	1

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

<sup>※</sup>免許証に記載された氏名を記入してください。

No. 9		参加申记	者名簿	≪必ず3	3 人全員分	の記入・押印をお願い	ハします≫	
整理番号		運転免詢	午証の番号			フリガナ	生年月日	ĽП
		有 効	期限			氏 名	生 生	印
							Т•Ѕ•Н	
1							年 月 日	
		年 (西暦)	月	日			男 ・ 女	
							T • S • H	
2							年 月 日	
	·	年 (西暦)	月	F			男 · 女	
							Т•Ѕ•Н	
3						<b>)</b>	年 月 日	
		年 (西暦)	月	E I			男 · 女	

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.10	参加甲	申込者名簿。	≪必ず 3	人全員分	の記入・押印をお願	いします≫	
整理番号	運転	免許証の番号			フリガナ	生年月日	ćn
	有	効 期 限			氏 名	生年月日	印
						T · S · H	
1						年 月 日	
	年 (西曆)	月	日			男・女	
						T · S · H	
2						年 月 日	
	年 (西暦)	月	日			男 • 女	
						Т•Ѕ•Н	
3						年 月 日	
	 年 (西暦)	月	В	1 1		男 · 女	

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

		- 171
No.11	参加申込者名簿≪必ず3人:	全員分の記入・押印をお願いします≫
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ
	有 効 期 限	五 生年月日 <b>印</b> 氏 名
		Т•Ѕ•Н
1		年 月 日
	年(西暦) 月 日	男・女
		Т•Ѕ•Н
2		年 月 日
	年(西暦) 月 日	男・女
		Т•Ѕ•Н
3		年 月 日
ı	年(西暦) 月 日	男 ・ 女

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

<sup>※</sup>免許証に記載された氏名を記入してください。

No.12	参加申记	全者名簿	≪必ず3	3 人全員分	の記入・押印をお願い	ハします≫	
整理番号	運転免詢	午証の番号	÷		フリガナ	生年月日	ĽП
	有 効	期限	ţ.		氏 名	生平月日	印
						T·S·H	
1						年 月 日	
	年 (西暦)	月	目			男・女	
						Т•Ѕ•Н	
2						年 月 日	
	 年 (西暦)	月	月			男 · 女	
						Т•Ѕ•Н	
3					<b>)</b>	年 月 日	
	年 (西暦)	月	日			男 · 女	

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.13		参加申:	込者名簿。	≪必ず3.	人全員分	の記入・押印をお願り	いします≫	
整理番号		運転免	許証の番号			フリガナ	生年月日	ĽN
		有 亥	カ 期 限	•		氏 名	生平月日	印
							T·S·H	
1							年 月 日	
		年 (西暦)	月	日			男・女	
							T·S·H	
2							年 月 日	
		年 (西暦)	月	日			男 • 女	
							Т•Ѕ•Н	
3							年 月 日	
	1 1	年 (西暦)	月	日			男 • 女	

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.14		参加	申込者	省名簿<	≪必ず	3人全	<b>è</b> 員分	の記入・押印をお願い	します≫	
整理番号		運	転免許証	Eの番号				フリガナ	生年月日	ĽП
		有	効 其	期限		•		氏 名	生年月日	印
									T·S·H	
1									年 月 日	
		年 (西暦)	)	月	目				男 ・ 女	
									T·S·H	
2							İ		年 月 日	
		年 (西暦)	,	月	F	•	•		男 · 女	
									Т•Ѕ•Н	
3									年 月 日	
	'	年 (西暦)		月	月				男 · 女	

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

<sup>※</sup>免許証に記載された氏名を記入してください。

No.15	参加申込者名簿≪必ず3人全員分	↑の記入・押印をお願いします≫	
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ 生年月日	印
	有 効 期 限	氏 名	Flì
		$T \cdot S \cdot H$	
1		年 月 日	
	年(西曆) 月 日	男・女	
		T·S·H	
2		年 月 日	
	年(西暦) 月 日	男・女	
		T·S·H	
3		年 月 日	
	年(西暦) 月 日	男 ・ 女	

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.16	参加申込者名簿≪必ず3	人全員分の記入・押印をお願いします≫
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ 生年月日 印
	有 効 期 限	氏 名 生年月日 印
		Т•Ѕ•Н
1		年 月 日
	年(西曆) 月 日	男・女
		Т•Ѕ•Н
2		年 月 日
	年(西曆) 月 日	男・女
		Т•Ѕ•Н
3		年 月 日
	年(西曆) 月 日	男 ・ 女

<sup>※</sup> 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

								17 7 17
No.		参加申记	<u></u> 者名簿	≪必ずる	3 人全員分	かの記入・押印をお願り	ハします≫	
整理番号		運転免	許証の番号	-		フリガナ	4. 左 月 日	בח
		有 効	期限			氏 名	生年月日	印
							Т•Ѕ•Н	
1							年 月 日	
		年 (西暦)	月	日			男 • 女	
							Т•Ѕ•Н	
2							年 月 日	
		年 (西暦)	月	F			男 · 女	
							Т•Ѕ•Н	
3						<u></u>	年 月 日	
		年 (西暦)	月	III			男 · 女	
	1					l .	1	

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.	参加申込者名簿≪必ず3人全員分	♪の記入・押印をお願いします≫	
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ 生年月日 <b>F</b>	'n
	有 効 期 限	氏 名 生年月日 <b>F</b>	נוּ:
		T · S · H	
1		年 月 日	
	年(西曆) 月 日	男 · 女	
		T·S·H	
2		年 月 日	
	年(西曆) 月 日	男・女	
		T · S · H	
3		年 月 日	
	年(西曆) 月 日	男・女	

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

※免許証に記載された氏名を記入してください。

No.	参加申込者名簿≪必ず3人全員タ	∱の記入・押印をお願いします≫
整理番号	運転免許証の番号	フリガナ 生年月日 印
	有 効 期 限	氏 名
		T · S · H
1		年 月 日
	年(西暦) 月 日	男・ 女
		T·S·H
2		年 月 日
	年(西曆) 月 日	男・女
		Т•Ѕ•Н
3		年 月 日
	年(西暦) 月 日	男 · 女

※ 免許証の有効期限を確認しましょう。

### 「歩行者ファーストかがわ」推進運動の概要

### 第1 趣旨

交通ルールでは、「車両等は、横断歩道等を横断しようとする歩行者又は自転車があるときは、 当該横断歩道等の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。」として、「横断歩道等における歩行者等優先」を定めています。

本県の信号機のない横断歩道における車両の一時停止率は、39.1%(全国ワースト 16 位 2023 JAF 調査結果)で、前年の 26.0%(全国ワースト 7位)から大幅に改善されましたが、2023 年の全国平均 45.1%に対して 6.0 ポイント下回る結果となっており、依然として全国下位で推移していることを踏まえ、引き続き「横断歩道等における歩行者等の優先」ルールの遵守について、県民総ぐるみで取り組むとともに、無事故・無違反を目指すコンテストを同時に開催し、交通死亡事故の抑止に繋げます。

### 第2 名称

歩行者ファーストかがわ2024 ~目指せ!無事故・無違反~

### 第3 主催及び協賛

### 1 主催

かがわ交通安全活動推進実行委員会の構成団体

(一財)香川県交通安全協会、香川県安全運転管理連絡協議会、自動車安全運転センター香川県事務所、(一社)香川県トラック協会、(一社)香川県バス協会、香川県タクシー協同組合、香川県交通安全母の会連合会、(公財)香川県老人クラブ連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会香川県支部、(一社)香川県自動車整備振興会、香川県中古自動車販売協会、香川県、香川県教育委員会、香川県警察、各市町(順不同)

#### 2 協賛

アオイ電子㈱、朝日スチール工業㈱、大川自動車㈱、㈱香川銀行、(一社)香川県建設業協会、香川県信用組合、香川県農業協同組合、香川舗道㈱、香川ヤクルト販売㈱、カトーレック㈱、こくみん共済 coop 香川推進本部、琴参バス㈱、㈱坂出自動車学校、堺屋醤油㈱、四国明治㈱、JAF香川支部、生活協同組合コープかがわ、セトラスホールディングス㈱、㈱総合開発、高松信用金庫、㈱タダノ、㈱T・D・S高松自動車学校、テーブルマーク㈱、(一財)阪大微生物病研究会、㈱百十四銀行、㈱フジ、丸善工業㈱ (五十音順)

### 第4 実施期間

令和6年9月1日(日)から12月31日(火)までの122日間

### 第5 事業の概要

- (1) 同推進運動の参加者は、交通安全意識を高める観点から、3人1組のチームを編成し、実施期間中、チーム全員が率先して「横断歩道等における歩行者等優先」ルールを遵守し、無事故・無違反を目指してください。
- (2) 実施期間終了後、自動車安全運転センター香川県事務所から、チームの代表者又は事業所・団体の代表者宛に参加者全員の運転記録証明書を送付します。

無事故・無違反の達成チームには、達成通知書も併せて送付します。(期間満了日以前1年間無事故・無違反であった参加者には、その期間に応じて各種割引等の特典が付与された「SDカード」も送付)

(3) 無事故・無違反を達成したチームの中から抽選により、賞品を贈呈します。

### 第6 参加者及び募集期間等

- 1 参加者の資格要件
  - (1) 自動車運転免許を取得している方(原付免許のみを取得している方を含みます。)
  - (2) 県内に居住し、又は県内に所在する事業所や学校に勤務又は通学をしている方
  - (3) (1)及び(2)に該当する者であっても、次のいずれかに該当する方は除きます。
    - ① 長期入院、海外渡航等により実施期間中に実質運転する機会がない方
    - ② 国際運転免許又は仮免許証しか保有していない方
    - ③ 実施期間中に、期間前の交通事故や違反等の事由により運転免許の停止や取消処分を受けることが明らかな方
    - ④ 高校生は、運転免許取得について学校の許可を受けていない方
- 2 応募対象 (チーム編成)

1チーム3人で編成して応募してください。

- 3 募集期間等
  - (1) 募集期間

令和6年7月1日(月)から8月30日(金)までの間

- (2) 受付窓口
  - ① 郵送の場合

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目 1 番 10 号 TEL: 087-832-3231 香川県交通安全活動推進実行委員会事務局(香川県危機管理総局くらし安全安心課内)

- ② 持参の場合
  - 香川県交通安全活動推進実行委員会(以下「実行委員会」という。)事務局
  - 一般財団法人香川県交通安全協会香川県高松市郷東町142番地1 TEL:087-832-9355

#### 4 参加費

1チーム3,000円(1人当たり1,000円×3人分)

- 5 申込要領
  - (1) 募集リーフレットの「参加申込書(運転記録証明書交付申請書)」に必要事項を記載し、参加者3人の印鑑を押印してください。
    - ① 「参加申込書」(1チーム用)は、県ホームページからもダウンロードできます。
    - ② 事業所・団体単位で一括して申込みされる場合は、「参加申込書」(複数チーム用)を、県ホームページからダウンロードしてください。
    - ③ 同一人物が重複して参加申込はできません。
  - (2) 「参加申込書」を郵送又は持参する。
    - ① 郵送の場合
      - ・ 募集リーフレットの記入例を参考に、最寄りの郵便局に備え付けられている「払込取扱票・振替払込請求書兼受領証」に必要事項を記載の上、チームの参加費及び払込手数料の合計額を払い込んでください。
        - ※ 実行委員会事務局に提出された「振替払込請求書兼受領書」は原則として返還できません。
      - ・ 上記の「参加申込書」に、郵便振替払込書の「払込取扱票・振替払込請求書兼受領証」 (コピー可)を添付してください。

- ・ 実行委員会事務局宛に郵送してください。
- ・ 実行委員会は、参加申込書受理後、チーム代表者又は事業所・団体の代表者に、受付票 及び啓発グッズを送付します。

### ② 持参の場合

- ・ 参加者は、「参加申込書」及び参加費を受付窓口に持参してください。
- ・ 実行委員会は、参加費と引き換えに、現金領収書を発行するとともに、啓発グッズを配布します。後日、受理票をチーム代表者又は事業所・団体の代表者に送付します。

### 第7 無事故・無違反の確認等

1 達成の定義

チーム全員が、運転記録証明書により、実施期間中に交通事故、交通違反又は行政処分の記録が ないことです。

- 2 無事故・無違反の確認等
  - (1) 実施期間終了後、参加申込時の委任事項に基づき、実行委員会が一括して自動車安全運転センター香川県事務所に無事故・無違反の証明申請(運転記録証明書交付申請)を行います。
  - (2) 自動車安全運転センター香川県事務所は、申込時の委任事項に基づき、実行委員会に対し無事故・無違反達成状況の確認に必要な資料を提供します。
  - (3) 実行委員会は、自動車安全運転センター香川県事務所から提供された上記資料を、無事故・無違反の確認及び交通事故防止のための統計資料のみに活用します。
  - (4) 自動車安全運転センター香川県事務所から、チームの代表者又は事業所・団体の代表者宛に参加者全員の運転記録証明書を送付するとともに、無事故・無違反の達成チームには達成通知書も併せて送付します。

### 第8 賞品の贈呈等

- 1 賞品の贈呈
  - (1) 抽選
    - ① 無事故・無違反達成チームを対象に、抽選を実施し賞品を贈呈します。
    - ② 抽選は実行委員会において行い、抽選結果の発表は、当選チーム名を県ホームページに掲載します。
  - (2) 賞品の内容

1 等賞

旅行券

2 等賞

Amazonギフト券

3 等賞

県産品カタログギフト

4 笙賞

商品券

※ その他、企業・団体からの奨励賞を贈呈します。

### 第9 個人情報保護

本事業において収集した個人情報については、本事業の目的にのみ使用します。

### 第10 注意事項

1 失格事由

チームのメンバーのうち1人でも、次のいずれかに該当する場合は、そのチームは失格としま す。

(1) 実施期間中に運転免許の停止又は取消処分を受けた場合

- (2) 実施期間中に運転免許が失効し、又は運転免許を返納した場合 (※ 参加申込みの際、運転免許がすでに失効している場合も含みます。)
- (3) その他の理由により、運転記録証明書の発行ができない場合

### 2 参加辞退等

- (1) 参加者が死亡、県外転出、長期入院等のやむを得ない事情のため、チーム全員での継続ができない場合は、参加辞退を実行委員会まで申し出ることができます。 ただし、実施期間満了後の辞退は認めません。
- (2) 募集期間終了後の参加者の交代は認めません。
- 3 参加費の返還

参加費は原則として返還しません。ただし、やむを得ない事情により、本事業の参加を辞退する 場合は、この限りではありません。

### 第11 事務局

○ 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県危機管理総局くらし安全安心課内 かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局 担当 電話 087-832-3231 会員 各位

一般社団法人香川県トラック協会 会長 楠木寿嗣

「歩行者ファーストかがわ2024」への参加案内と参加費助成について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、かがわ交通安全活動推進実行委員会では、「横断歩道等における歩行者等の優 先」ルールの遵守について、県民総ぐるみで無事故無違反を目指す「歩行者ファース トかがわ2024」が実施され、香川県トラック協会もこれに協賛いたします。

つきましては、悲惨な交通事故を1件でも多く減らすために会員事業者の皆様から の積極的な参加協力をお願いするとともに、下記のとおり参加費の一部を助成させて いただきますのでご案内申し上げます。

敬具

記

1.「歩行者ファーストかがわ2024」の概要

- 実施内容 1) 3人1組のチームを編成し、実施期間中、チーム全員が率先し て「横断歩道等における歩行者等の優先ルール」を遵守し、無 事故無違反を目指すもの。
  - 2) 実施期間終了後、チームの代表者またはチームの代表者または 事業所・団体の代表者あてに参加者全員の運転記録証明書を送 付します。
  - 3)無事故・無違反を達成したチームの中から、抽選で賞品が贈呈 されます。

令和6年7月1日(月)~8月30日(金) 募集期間

令和6年9月1日(日)~12月31日(火) 実施期間

申込方法 「参加申込書」および「振替払込請求書兼受領証」(コピー可)を 実行委員会事務局に郵送ください。(持参の場合は別途)

参 加 費 1 チーム 3 , 0 0 0 円 (1 人当 た り 1 , 0 0 0 円) ※運転記録証明書交付手数料 6 7 0 円を含む。

- 2.「歩行者ファーストかがわ2024」への参加助成概要
  - I. 助成対象者 香川県トラック協会員事業所所属従業員で編成された全て のチーム
  - II. 助 成 額 2,000円/チーム※参加費3,000円/チームが必要となります。
  - Ⅲ. 助成申請期間 令和6年7月1日(月)~9月6日(金)協会必着分まで IV. 申請方法 かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局への申込後、次の書類を香川県トラック協会宛に提出してください。

### (助成申請必要書類)

- (1)「歩行者ファーストかがわ 2024」参加助成金交付申請書 ※香川県トラック協会ホームページよりダウンロードできます。
- (2) 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)(写) ※リーフレット掲載分をご利用いただくか香川県ならびに香川県 トラック協会ホームページよりダウンロードできます。
- (3) 参加費が支払ったことが分かる書類 ※振替払込請求書兼受領証(写)又は領収書(写)など

### V. お問合せ先

- ○「歩行者ファーストかがわ2024」について かがわ交通安全活動推進実行委員会事務局 (香川県危機管理総局くらし安全安心課内)電話 087-832-3231
- ○「歩行者ファーストかがわ2024」参加費助成について 一般社団法人香川県トラック協会電話 087-851-6381

以上

香卜協	
歩行者ファースト参加促進助	J成
様式1	

	確認番号
香卜協	6 香 歩
香卜協 記入欄	5
	6 香 歩

受付印	

### ※協会使用欄

令和 年 月 日

(一社)香川県トラック協会長 殿

所 在 地

会 社 名

代表者名

ED

営業所の名称

# 「歩行者ファーストかがわ2024」参加助成金交付申請書

1. 助原	戏請求金額(@2,000×チーム数)		
	助成請求金額		円
2. チー	・ム数(チーム)※チーム名	は参加り	申込書に記載したチーム名を記入するこ
	チーム名		チ ー ム 名
1		11	

	チ ー ム 名		チーム名
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

3. 振込先

振込先金融機関名		銀 行 信用金庫 信用組合					支后	店
預金種別	普通 •	当座	口座番号 (右詰め)					
フリガナ								
氏 名 (預金口座名義)								

4. 担当者連絡先(申請会員事業者)

フリガナ	 TEL	
氏 名	FAX	

### 【添付書類】

- (1) 参加申込書(運転記録証明書交付申請書)(写)
- (2) 振替払込請求書兼受領証(写)もしくは現金領収書(写)

提出期限:令和6年9月6日(金)香ト協必着

会員各位

一般社団法人香川県トラック協会 会 長 楠 木 寿 嗣

全日本トラック協会優秀運転者顕章候補者の推薦について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に対し格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記顕章候補者の推薦基準に達した従業員がいらっしゃいましたら、必要事項をご記入の上、別紙表彰推薦書等を7月31日(水)までに、香ト協事務局までご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、受賞歴があるなど重複推薦とならないよう予めご留意くださいます。

敬具

記

1. 顕章の贈呈基準および受章資格

現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故・ 無違反であった者

- (1)金十字章 満20年(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15 年以上とする)
- (2)銀十字章 満10年(ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年 以上とする)
- 2.「無事故・無違反についての基準」
  - ①人身に係る事故を起こした者
  - ②物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
  - ③事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

以外の者とし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

以上

# 優秀運転者顕章候補者推薦に係る留意事項

### 1. 記入方法

別添1の推薦書に、候補者名(ふりがな併記)、生年月日、事業所名、章の種類、無事故・無違反歴(開始年月日及び期間)、運転免許証番号(12桁)を正確に記入してください。なお、過去に受章歴がある場合は、備考欄にご記入(○○年○章)ください。

※無事故・無違反期間については、開始年月日から令和6年(2024年)5月末までの期間とします。期間については、以下の基準の概要及び別紙早見表(参考)をご覧ください。

### 基準の概要

章の種類

無事故·無違反開始年月日

○金十字章 (満20年以上)

平成 16 年(2004年)6 月 1 日以前

○銀十字章 (満10年以上)

平成16年(2004年)6月2日から (平成26年(2014年)6月1日まで)

### 2. 提出方法及び提出書類

原則メールにて提出ください。(書類データが必要な場合もお問い合わせください。) メールでの提出が難しい場合は、郵送いただいても構いません。

受章者選考の迅速かつ正確な処理のため、次の3点に注意されご提出願います(特に②については、ご提出の際の推薦書の落丁を防ぐためにも、必ず全てのページにご記入願います)。

- ① 候補者を事業所ごとにまとめてください。
- ② 推薦書の全ページに「通し番号 (ページ番号)」を振ってください。
- ③ 提出時のメールの件名は「優秀運転者顕彰候補者推薦について」としてください。

### (提出書類)

- 1)「優秀運転者顕章」候補者推薦書(別添1) ※過去に受章歴がある場合は、別添①の備考欄に記入(○○年○章)ください。
- 2) 無事故無違反が証明できるもの ※自動車安全運転センター発行「無事故無違反証明書」や「SDカード」など ※締日は基準日である令和6年5月31日以降のものをご提出ください。

### 3. 問合せ先・提出先

一般社団法人香川県トラック協会 管理課(担当 明石)

(電 話 番 号) 087-851-6381

(住 所) 〒760-0066 高松市福岡町3-2-3

(メールアドレス) akashi@kagawa-truck.jp

※提出のほか書類データが必要な場合も、ご利用ください。

### 4. 提出期限

令和6年7月31日(水)(締切厳守)

以上

# 「優秀運転者顕章」候補者推薦書(香川県トラック協会)

ふりがな 氏 名 生年月日	事業所名	章の種類	無事故·無違反期間 年数	運転免許証番号(12桁)	備考
,			自 昭・平 年 月 日     年	第	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日 自 昭・平 年 月 日		
			年	第	
昭・平 年 月 日生			至   令和6年   5月   末日     自   昭・平   年   月   日	<del></del>	
1177 ST6 Fr D T 4-			年	第	
昭・平 年 月 日生			至令和6年5月末日自昭・平年月日		
044044444444444444444444444444444444444			·	第	-
昭・平 年 月 日生			至   令和6年   5月   末日     自   昭・平   年   月   日		
			年	第	-
昭・平 年 月 日生			至   令和6年   5月   末日     自   昭・平   年   月   日	<del></del>	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				第	
昭・平年月日生			至   令和6年   5月   末日     自   昭・平   年   月   日		
				第	-
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日		
			自 昭・平   年   月   日     年   年	第	
昭・平 年 月 日生			至 令和6年 5月 末日		

推薦者名簿の通し番号

<sup>○</sup>金章…平成16年6月1日以前

<sup>○</sup>銀章…平成16年6月2日から平成26年6月1日まで

<sup>※</sup>当推薦書に記載された候補者の情報(個人情報)は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

### 「優秀運転者顕章」候補者推薦書(香川県トラック協会)

<u> </u>	事業所名	章の種類	無事故·無違反期間 年数	運転免許証番号(12桁)	備考
エーカロ ぜんにほん たろう 全日本 太郎 <b>昭)</b> 平 34年1月1日生	(株) 全卜協運輸 新宿営業所	金	自 昭·平 7年 4月 1日 29年 至 令和6年 5月 末日	- 第	
ぜんにほん じろう 全日本 次郎 (日) 平 4 4 年 7 月 1 日生	(株) 全卜協運輸 新宿営業所	銀	自 昭· <b>①</b> 17年 9月 1日	第 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 5	
昭・平 年 月 日生			自昭・平 年 月 日	· 第 号	
昭・平 年 月 日生			自昭・平年月日	<del>                                      </del>	
昭・平 年 月 日生		訂	こへ 化	<b>71</b>	
昭・平 年 月 日生			目 昭・平 年 月 日       年       年       全       令和6年       5月       末日	第一号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日	第一号	
昭・平 年 月 日生			自 昭・平 年 月 日	- 第 号	

推薦者名簿の通し番号

○金章…平成16年6月1日以前

○銀章…平成16年6月2日から平成26年6月1日まで

<sup>※</sup>当推薦書に記載された候補者の情報(個人情報)は優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

(2号様式)

証 明 書

(候補者の)

本 籍 (郵便番号)

現 住 所 (郵便番号)

氏 名

生年月日

上記の者について、平成 年 月 日から令和 年 月 日の間における以下の各事項には該当しないことを証明します。

- 1. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者へなされた道路交通法第108 条の34に基づく通報について、運行管理上、最も責任を有する者であること。 (当通報がなかった場合はその旨を記載)
- 2. 運行管理者として選任されていた営業所の運転者が明らかに第一当事者となる重大事故について、運行管理上、最も責任を有する者であること。

(当事故がなかった場合はその旨を記載)

- 3. 運行管理者資格者証の返納処分等を受けた者、又は受けるおそれがある者であること。
- 4. 運行管理者として選任されていた全ての営業所において、その選任されていた間、 当該営業所が行政処分等を受けていること、又は受けるおそれがあること。

令和 年 月 日

事業者名代表者名

印

各運輸支局長 殿

(3号様式)

### 功績調書

(候補者の)本 籍

現 住 所 (郵便番号)

ふりがな 氏 名 (表彰状に記入する字画を記載) 生年月日 (年齢)

1. 運行管理業務に関する効果的な業務手法の考案又は改善等の功績について

2. 運行管理業務を十分に理解し、適確に実施していることについて

3. 勤務状態が優良であることについて

#### (4号様式)

### 履歷書

(候補者の)

本 籍

現 住 所 (郵便番号)

ふりがな

氏 名(表彰状に記入する字画を記載)

生年月日 (年齢)

- 1. 学 歴
- 2. 職 歴 (始期・終期及び商号変更、名称変更等は明確に記載のこと)
- (1)業務歴
- (2) 団体歴
- (3) 公職歴
- (4) その他
- 3. 賞 罰

<del>/  </del>	⇒रा	#
Н	=/3	<u> </u>
	011.7	$\blacksquare$

1.	刑罰の有無	(道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反に
		よる罰金刑を含む)

有 無 (いずれかを○で囲む)

2. 破産宣告又は破産手続開始決定の有無

有 無 (いずれかを○で囲む)

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名 印

(6号様式)

### 推薦書

(候補者の)現 住 所氏 名生年月日

上記の者は、自動車運送事業の運行管理者として、成績操行とも優良であると認められるので、香川運輸支局長表彰を授与されたく関係書類を添えて推薦いたします。

令和 年 月 日

 団体名

 会長名

 印

香川運輸支局長 殿

## 個人ばく露測定定着促進補助金のご案内

令和6年4月から新たな化学物質の自律的管理に関する規制が全て施行となり、リスクアセスメント対象物 を製造し、又は取り扱う事業者は、リスクアセスメントの結果に基づき、作業を行う労働者へのばく露をでき る限り低減すること等が義務となりました。このリスクアセスメントの一環として実施したり、適切な呼吸用保 護具の選定のために実施される「個人ばく露測定」を行う事業者に、費用の一部を支援する「個人ばく露測定定 着促進補助金」が交付されます。ぜひご活用ください。

### 補助を受けることができる事業主

次の(1)~(3)すべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 次のいずれかに該当する中小事業主

	業種	常時雇用する 労働者数※1	資本金または出資 の総額※1
小売業	小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、複 合サービス(例:協同組合)など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農・林・漁業、製造業、建設業、 運輸業など	300人以下	3億円以下

※1 労働者数か資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

(3) リスクアセスメント対象物(労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務づけら れている有害物質)を製造し、又は取り扱う作業を行う作業場の個人ばく露測定を行う中小企業事業 主(ただし、①法令で義務付けられた作業環境測定を実施し、第3管理区分が改善困難な場合に実施 する個人ばく霧測定、②金属アーク溶接等作業における個人ばく霧測定、を除く)

### 補助の概要

補助対象	上限額
作業環境測定機関に委託する個人ばく露測定及び分析等に要する経費	5万円

### 補助の対象となる経費及び補助金の算定方法等

1. 補助の対象となる経費	2. 補助基準額	3. 補助金の算定方法
次に掲げる個人ばく露測定及び分析等に要す る経費(消費税は除く)	個人ばく露測定及び分析等1名当たり	1欄に掲げる補助対象経費(最大2名 分)と2欄に掲げる基準額とを比較し て少ない方の額の2分の1を交付額と
①リスクアセスメント対象物取扱等作業中のデザイン及びサンプリング ②採取された試料の吸光光度分析法、原子吸光 分析等の方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法による分析 ③作業環境測定士派遣料	5万円	する。なお、申請できるリスクアセス メント対象物取扱等従事労働者は 1作業場当たり最大2名分。また、 複数の作業場に係る申請があった場 合、同一申請者当たりの交付金額の合 計は5万円を上限とする。



(公社)全国労働衛生団体連合会(全衛連)

### 補助金公募期間

第1期公募 令和6年6月1日~7月31日(必着) 補助金の予定額 9,000万円 第2期公募 令和6年9月1日~10月15日(必着) 補助金の予定額 1,000万円

・第1期公募予定額に残が生じた場合、第2期公募予定額に上積みされます。

### 交付申請に必要な書類

本補助金は、測定前に申請等が必要です

\*全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、申請をしてください。 個人ばく露測定定着促進補助金交付申請書(様式1)

<添付書類>

- 1. 事業場概要 (別紙1)
- 2. 確認書 (別紙2)
- 3. 個人ばく露測定に要する費用見積書(写:作業環境測定機関作成)

★内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合があります。

### 測定報告及び補助金請求に必要な書類

\*全衛連ホームページから指定様式をダウンロードし必要な書類を作成し、補助金請求をしてください。 個人ばく露測定定着促進補助金実績報告及び請求書(様式4) <添付書類>

- 1. 個人ばく露測定結果報告書(写:作業環境測定機関作成)
- 2. 請求書 (写)
- 3. 領収書(写)または 振込明細書(写)

### 申請手続きの流れ

個人ばく露測定費用の 見積

募集期間内に 郵送等により申請

交付決定 (不交付決定)

測定の発注・測定実施

測定実績報告及び補助金 請求書を提出

補助金の交付

・作業環境測定機関に相談の上で測定費用の見積書 を作成してもらってください。

- ・補助金交付申請書を全衛連ホームページか らダウンロードし必要な添付書類を作成し、申請してください。
- ・交付決定通知書(不交付決定通知書)を発送します。
- ・交付決定通知書が届いた後、作業環境測定機関に正式発注し、測定を 実施してもらってください。

※決定通知前に実施した場合の費用は補助対象となりません。

- ・測定実績報告及び補助金請求書を全衛連ホームページからダウンロードし、必要な書類を添付し申請してください。必要書類は令和7年2月 28日(金)までに申請書提出先に到着するようご提出ください。この期日を過ぎて到着したものには補助金をお支払いできません。
- ・指定の口座に補助金が振り込まれます。

### 申請窓口·相談窓口

全衛連(補助金交付事務代行事業者)

申請書類等の入手 <a href="http://www.zeneiren.or.jp">http://www.zeneiren.or.jp</a>

申請書提出先

〒108-0014

東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階

電子申請アドレス

hojyokin@zeneiren.or.jp

相談等

Tel 03-6453-9969 (平日午前10時~午後5時)

### 注意

この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、**厳格な運用が求められる制度です**。 補助金の交付要綱、実施要領、交付規程、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。

## STOP!熱中症 クールワークキャンペーン

令和6年5月1日から9月30日まで(準備期間:4月、重点取組期間:7月) 主唱:厚生労働省、労働災害防止団体等

### 熱中症とは

熱中症は、高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がう まく働かないことにより、体内に熱がたまり、筋肉痛や大量の発汗、さらには吐き気や倦怠感な どの症状が現れ、重症になると意識障害などが起こります(図)。

気温が高い、湿度が高いなどの環境条件と、体調が良くない、暑さに体が慣れていないなどの 個人の体調による影響とが組み合わされることにより、熱中症の発生が高まります。

また、屋外で活動しているときだけでなく、就寝中など室内で熱中症を発症し、救急搬送され たり、不幸にも亡くなられたりすることもある恐ろしい疾患です。

#### 図 【熱中症の症状と分類】

分類	症状	重症度
I度	めまい・失神:「立ちくらみ」という状態で、脳への血流が瞬間的に不十分になったことを示	
	し、"熱失神"と呼ぶこともあります。	小
	─ 筋肉痛・筋肉の硬直:筋肉の「こむら返り」のことで、その部分の痛みを伴います。発汗に伴	
	う塩分 (ナトリウム等) の欠乏により生じます。これを"熱けいれん"と呼ぶこともあります。	
	大量の発汗	
Ⅱ度	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感:体がぐったりする、力が入らないなどが	
	あり、従来から"熱疲労"といわれていた状態です。	
Ⅲ度	意識障害・痙攣・手足の運動障害:呼びかけや刺激への反応がおかしい、体がガクガクと引	
	きつけがある、真直ぐに走れない・歩けないなど。	₩
	高体温:体に触ると熱いという感触があります。従来から"熱射病"や"重度の日射病"と	大
	言われていたものがこれに相当します。	人

#### 作業に関して次の対策をとりましょう

- ① 作業の状況などに応じて、「作業の休止時間・休憩時間の確保と、高温多湿作業場所での連続作 業時間の短縮」、「身体作業強度(代謝率レベル)が高い作業を避けること」、「作業場所の変更」 に努める。
- ② 熱に慣れ、その環境に適応する期間(熱順化期間)を計画的に設ける。
- ③ 自覚症状の有無に関わらず、作業の前後、作業中の定期的な水・塩分 … き: 休憩をとる の摂取を指導する。

摂取を確認する表の作成、作業中の巡視における確認などにより、 その摂取の徹底を図る。

- ④ 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケット などの、透湿性・通気性の良い服装を着用させる。
- ⑤ 高温多湿作業場所の作業中は、巡視を頻繁に行い、作業者が定期 的に水分・塩分を摂取しているかどうか、作業者の健康状態に異常 がないかを確認する。なお、熱中症を疑わせる兆候が表れた場合に おいては、速やかに、作業の中断などの必要な措置を講じる。

か:風通しをよくする

く: クーラーを使う

け:健康管理は日頃から

こ:こまめに水分補給



#### 健康に関して次のことに注意しましょう

- ① 熱中症発症に影響のある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の場合(有所見、治療中)は就 業場所について医師と相談する。また、労働者にも熱中症に注意が必要なことを教える。
- ② 睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症発症に影響があります。日常の 健康管理に注意する。
- ③ 作業開始前、作業中の巡視により労働者の健康状態を確認する。

#### 熱中症の教育の実施と救急処置

- ① 熱中症の予防に必要な対策について、作業管理者、労働者に必要な教育を行う。
- ② 救急処置については、緊急連絡網の作成、周知を行うとともに、裏面の熱中症を疑わせる症状が現れた場合は必要に応じて救急隊の要請等を行う。その間、涼しい環境への避難や脱衣・冷却なども必要です。次の場合は救急隊要請や医療機関への搬送が必要です。
  - ・ 意識がなく、呼びかけに応じない、返事がおかしい、全身が痛いなどの場合
  - ・ 意識があるが水分を自力で摂取できない場合
  - ・ 意識があり、水分を自力で摂取できるが熱中症の症状が回復しない場合

### 暑さ指数を把握し、基準値を超えている場合はその低減を図りましょう

暑さ指数は、正式には WBGT (湿球黒球温度) 値と言われ、湿度、輻射熱、気温の 3 つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ摂氏度 ( $^{\circ}$ C) で示されますが、その値は気温とは異なります。値は、乾球温度、湿球温度、黒球温度をもとに算出します $^{*\circ}$ 。

高温多湿の場所での作業では、測定器や乾球・湿球温度計などで暑さ指数を把握し、基準値を超えるおそれのある場合は冷房等により作業場所の暑さ指数を下げることや、休憩場所の整備を図るなどの対策を講じましょう。

※ 暑さ指数は、環境省「熱中症予防情報サイト」から、 現況と予測を知ることができます。

http://www.wbgt.env.go.jp/



※ここでの28~31℃は、28℃以上31℃未満の意味

#### 熱中症で注意すること

■ 暑さの感じ方は人によって異なります!

体調や暑さに対する慣れなどが影響して、暑さに対する抵抗力(感受性) は個人によって異なります。自分の体調の変化に気をつけ、暑さの抵抗力に 合わせて、万全の予防を心がけましょう。

#### ●高齢の方は特に注意が必要です!

熱中症患者の多くは高齢者(65歳以上)です。高齢者は暑さや水分不足に 対する感覚機能が低下しており、暑さに対する体の調節機能も低下しています。

のどの渇きを感じていなくてもこまめに水分を補給し、暑さを感じなくても扇風機やエアコン を使って温度調整をするように心がけましょう。

#### ■ まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合うことが大切です!

一人ひとりが周囲の人に気を配り、熱中症の予防を呼びかけ合うことで、発生を防ぐことができます。

#### 熱中症参考サイト

- 職場における熱中症予防情報 https://neccyusho.mhlw.go.jp/
- 働く人の今すぐ使える熱中症ガイド <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133\_00001.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000116133\_00001.html</a>

#### **全** 陸上貨物運送事業労働災害防止協会

#### 令和6年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和6年2月27日制定

#### 1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、重篤化して死亡に至る事例も後を絶たない状況にあることから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況を見ると、死亡を含む休業4日以上の死傷者1,045人、うち死亡者は28人となっている。業種別にみると、死傷者数については、建設業202件、製造業220件となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認出来なかった。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかった。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、「職場における熱中症予防基本対策要綱」(令和3年4月20日付け基発0420第3号)に基づく基本的な熱中症予防対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことなど、重点的な対策の徹底を図る。

#### 2 期間

令和6年5月1日から9月30日までとする。 なお、令和6年4月を準備期間とし、令和6年7月を重点取組期間とする。

#### 3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送 事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業 労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団 法人全国警備業協会

#### 4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

- 5 後援(予定) 関係省庁
- 6 主唱者及び協賛者等による連携 各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

#### 7 主唱者の実施事項

- (1) 厚生労働省の実施事項
  - ア 熱中症予防に係る周知啓発資料(チェックリストを含む)等の作成、配布 イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの開設
    - (ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介
    - (イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内
  - ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進
  - エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導
  - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- (2) 各労働災害防止協会等の実施事項
  - ア 会員事業場等への周知啓発
  - イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助
  - ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援
  - エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供
  - オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

### 8 協賛者の実施事項

- (1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進
- (2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項
- 9 各事業場における重点実施事項

期間中に「10 各事業場における詳細な実施事項」に掲げる取組を行うことと する。重点とすべき事項を以下に特記する。

(1) 準備期間中

暑さ指数 (WBGT) の把握の準備 (10 の (1) のア) 作業計画の策定等 (10 の (1) のイ) 緊急時の対応の事前確認等 (10 の (1) のク)

#### (2) キャンペーン期間中

暑さ指数 (WBGT) の把握と評価 (10の(2)のア及びイ)

作業環境管理(10の(2)のウ)

作業管理(10の(2)のエ)

健康管理(10の(2)のオ)

異常時の措置(10の(2)のキ)

#### (3) 重点取組期間中

作業環境管理(10の(3)のア)

作業管理(10の(3)のイ)

異常時の措置(10の(3)のオ)

#### 10 各事業場における詳細な実施事項

#### (1) 準備期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数 (WBGT) の把握の準備

日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計を準備し、点検すること。黒球がないなど日本産業規格に適合しない測定器では、屋外や輻射熱がある屋内の作業場所で、暑さ指数(WBGT)が正常に測定されない場合がある。

なお、環境省、気象庁が発表している熱中症警戒アラートは、職場においても、熱中症リスクの早期把握の観点から参考となる。

#### イ 作業計画の策定等

夏季の暑熱環境下における作業に対する作業計画を策定すること。作業計画には、特に新規入職者や休み明け労働者等を考慮した暑熱順化プログラム、暑さ指数(WBGT)に応じた十分な休憩時間の確保、WBGT 基準値(別紙表1)を踏まえた作業中止に関する事項を含める必要がある。なお、休憩時間の確保や作業中止に関する事項の検討に当たっては、下記ウからオに基づいて実施する対策や検討結果、カからクに基づいて実施する管理等の状況を十分に踏まえたものとすること。

また、熱中症の症状を呈して体調不良となった場合等を想定した計画を策定すること。

#### ウ 設備対策の検討

WBGT 基準値を超えるおそれのある場所において作業を行うことが予定されている場合には、簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備の設置、ミストシャワー等による散水設備の設置を検討する。ただし、ミストシャワー等による散水設備の設置に当たっては、湿度が上昇することや滑りやすくなることに留意する。また、既に設置している冷房設備等については、その機能を点検する。

#### エ 休憩場所の確保の検討

作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所の確保を検討する。当該休憩場所は横になることのできる広さのものとする。また、休憩場所における状態の把握方法及び状態が悪化した場合の対応についても検討する。

#### オ 服装等の検討

熱を吸収し又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を準備すること。また、直射日光下における作業が予定されている場合には、通気性の良い帽子、ヘルメット等を準備する。服装等の選定に当たっては、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服やヘルメットを採用するなど、作業中の深部体温上昇の抑制に資するものを積極的に採用する。

なお、事業者が業務に関連し衣類や保護衣を指定することが必要な場合があり、この際には、あらかじめ衣類の種類を確認し、暑さ指数(WBGT)の補正(別紙表2)の必要性を考慮すること。

#### カ教育研修の実施

各級管理者、労働者に対する教育を実施する。教育は、別紙表3及び別紙表4に基づき実施する。

教育用教材としては、厚生労働省の運営しているポータルサイト「学ぼう!備えよう!職場の仲間を守ろう!職場における熱中症予防情報」に掲載されている動画コンテンツ、「職場における熱中症予防対策マニュアル」、「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」、熱中症予防対策について点検すべき事項をまとめたリーフレット等や、環境省の熱中症予防情報サイトに公表されている熱中症に係る動画コンテンツや救急措置等の要点が記載された携帯カード「熱中症予防カード」などを活用する。

なお、事業者が自ら当該教育を行うことが困難な場合には、関係団体が行う教育を活用する。

#### キ 労働衛生管理体制の確立

事業者、産業医、衛生管理者、安全衛生推進者又は衛生推進者が中心となり、(1)から(3)までに掲げる熱中症予防対策について検討するとともに、事業場における熱中症予防に係る責任体制の確立を図る。

現場で作業を管理する者等、衛生管理者、安全衛生推進者等以外の者に熱中症予防対策を行わせる場合は、上記力の教育研修を受けた者等熱中症について十分な知識を有する者のうちから、熱中症予防管理者を選任し、同管理者に対し、(2)のクに掲げる業務について教育を行う。

#### ク 緊急時の対応の事前確認等

事業場において、労働者の体調不良時に搬送を行う病院の把握や緊急時の 対応について確認を行い、労働者に対して周知する。

#### (2) キャンペーン期間中に実施すべき事項

ア 暑さ指数 (WBGT) の把握

暑さ指数(WBGT)の把握は、日本産業規格に適合した WBGT 指数計による随時把握を基本とすること。その地域を代表する一般的な暑さ指数(WBGT)を参考とすることは有効であるが、個々の作業場所や作業ごとの状況は反映されていないことに留意する。特に、測定方法や測定場所の差異により、参考値は、実測した暑さ指数(WBGT)よりも低めの数値となることがあるため、直射日光下における作業、炉等の熱源の近くでの作業、冷房設備がなく風通しの悪い屋内における作業については、実測することが必要である。

地域を代表する一般的な暑さ指数(WBGT)の参照:

環境省熱中症予防情報サイト <a href="https://www.wbgt.env.go.jp/">https://www.wbgt.env.go.jp/</a>

建設現場における熱中症の危険度の簡易判定のためのツール:

建設業労働災害防止協会ホームページ

https://www.kensaibou.or.jp/safe\_tech/leaflet/files/heat\_stroke\_risk\_assessment\_chart.pdf

#### イ 暑さ指数 (WBGT) の評価

実測した暑さ指数(WBGT)(必要に応じて別紙表2により衣類の補正をしたもの)は、別紙表1のWBGT 基準値に照らして評価し、熱中症リスクを正しく見積もること。WBGT 基準値を超え又は超えるおそれのある場合には、暑さ指数(WBGT)の低減をはじめとした以下ウからオまでの対策を徹底する。

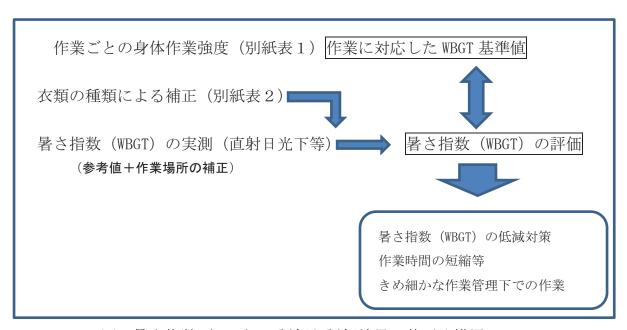


図 暑さ指数 (WBGT) の評価と評価結果に基づく措置

#### ウ 作業環境管理

- (ア) 暑さ指数 (WBGT) の低減等
  - (1)のウで検討した暑さ指数(WBGT)の低減対策を行う。
- (イ) 休憩場所の整備等
  - (1) の工で検討した休憩場所の設置を行う。休憩場所には、氷、冷た

いおしぼり、水風呂、シャワー等の身体を適度に冷やすことのできる物品 及び設備を設ける。また、水分及び塩分の補給を定期的かつ容易に行うこ とができるよう飲料水、スポーツドリンク、塩飴等の備付け等を行う。さ らに、状態が悪化した場合に対応できるように、休憩する者を一人きりに しないことや連絡手段を明示する等に留意する。

#### 工 作業管理

#### (ア) 作業時間の短縮等

(1) のイで検討した作業計画に基づき、WBGT 基準値に応じた休憩等を行うこと。

測定した暑さ指数(WBGT)がWBGT 基準値を大幅に超える場合は、原則として作業を行わないこととする。WBGT 基準値を大幅に超える場所で、やむを得ず作業を行う場合は、次に留意して作業を行う。

- ① 単独作業を控え、(1)のイを参考に、休憩時間を長めに設定する。
- ② 管理者は、作業中労働者の心拍数、体温及び尿の回数・色等の身体状況、水分及び塩分の摂取状況を頻繁に確認する。なお、熱中症の発生しやすさには個人差があることから、ウェアラブルデバイスなどの IoT 機器を活用することによる健康管理も有効である。

#### (イ) 暑熱順化への対応

暑熱順化の有無が、熱中症の発生リスクに大きく影響することから、7 日以上かけて暑熱環境での身体的負荷を増やし、作業時間を調整し、次第 に長くすることが望ましい。特に、新規採用者等に対して他の労働者と同 様の暑熱作業を行わせないよう、計画的な暑熱順化プログラムを組むこ と。

なお、夏季休暇等のため熱へのばく露が中断すると4日後には暑熱順化の顕著な喪失が始まることに留意する(※)。



暑熱順化ができていない場合には、特に(2)のエの(ア)に留意の 上、作業を行う。

#### ※暑熱順化対応例

職場での暑熱順化は暑さが本格化する前に作業時間を徐々に伸ばすなど 調整し、発汗しやすい服装等で作業負荷をかけ、個人の健康状態を確認し ながら7日以上かけて実施する。職場以外でも、個人の運動、入浴等日常 生活で無理のない範囲で汗をかくようにすることでも可能である。

また、4日後には暑熱順化が顕著に喪失することを踏まえ、連休前に7日以上かけて身体的負荷を増やすなど暑熱順化しても、GW などを挟む場合には、休暇中の活動状況をヒアリングするなどして、休暇中に発汗を伴うスポーツ等を行っていなかったような場合は、必要に応じ、暑熱順化期間の延長や、追加の暑熱順化を行う。

#### (ウ) 水分及び塩分の摂取

労働者は、のどの渇きに関する自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を行う。管理者は、労働者の水分及び塩分の摂取を確認するための表の作成、作業中の巡視における確認、水分を常備、休憩設備の工夫などにより、労働者からの申出にかかわらず定期的な水分及び塩分の摂取の徹底を図る。

なお、尿の回数が少ない又は尿の色が普段より濃い状態は、体内の水分が不足している状態である可能性があることを作業者へ周知する。

#### (エ) 服装等

(1)のオで検討した服、帽子、ヘルメット等を着用する。必要に応じて、通気性の良い衣類に変更する。

#### (オ) プレクーリング

暑さ指数(WBGT)が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑えるプレクーリングも行われており、体表面を冷却する方法と、冷水やアイススラリー(流動性の氷状飲料)などを摂取して体内から冷却する方法とがある。必要に応じて作業開始前や休憩時間中のプレクーリングを検討すること。

#### 才 健康管理

#### (ア) 健康診断結果に基づく対応等

熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある次のような疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。

- ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、
- ⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒等、⑧下痢等

#### (イ) 日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等が熱中 症の発症に影響を与えるおそれがあることについて指導を行う。また、熱 中症の具体的症状について労働者に教育し、労働者自身が早期に気づくこ とができるようにする。

#### (ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

当日の作業開始前に、当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態の確認を行う。また、職長等の管理者は、入職後1週間未満の労働者及び夏季休暇等のために熱へのばく露から4日以上離れていた労働者をあらかじめ把握し、当該労働者の作業時間中や作業終了時における健康状態に特に配慮する。

健康状態又は暑熱順化の状況から熱中症の発症リスクが高いと疑われる 者に対しては、必要に応じ作業の配置換え等を行う。

#### (エ) 作業中の労働者の健康状態の確認

作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、複数の労働者による作業においては、労働者にお互いの健康状態について留意するよう指導するとともに、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出るよう指導する。単独作業を避けられない場合はウェアラブルデバイス導入を検討することや体調の定期連絡など常に状況を確認できる態勢を確保する。

#### カ 労働衛生教育

(1)の力の教育研修については、期間中においても、適切な機会をとらえて実施する。特に別紙表4に示す内容については、雇入れ時や新規入場時に加え、日々の朝礼等の際にも繰り返し実施する。

#### キ 異常時の措置

本人や周りが少しでも異変を感じた際には、必ず、一旦、作業を離れ、病院に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚症状がない、又は大丈夫との本人からの申出があったとしても周囲の判断で病院への搬送や救急隊の要請を行う。病院に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じて水分・塩分の摂取を行ったり、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却すること等により効果的な体温の低減措置に努める。その際には、一人きりにせずに誰かが様子を観察する。

#### ク 熱中症予防管理者等の業務

衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者又は熱中症予防管理者に対し、次の業務を行わせること。

- (ア) 作業に応じて、適用すべき WBGT 基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ 指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正値の有無を確認すること。
- (イ) ウの(ア) の暑さ指数(WBGT) の低減対策の実施状況を確認すること。
- (ウ)入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各労働者の暑熱順化 の状況を確認すること。なお、あらかじめ暑熱順化不足の疑われる労働者は プログラムに沿って暑熱順化を行うこと。
- (エ) 朝礼時等作業開始前において労働者の体調及び暑熱順化の状況を確認すること。
- (オ)作業場所の暑さ指数(WBGT)の把握と結果の評価を行うこと。 評価結果に基づき、必要に応じて作業時間の短縮等の措置を講ずること。
- (カ) 職場巡視を行い、労働者の水分及び塩分の摂取状況を確認すること。
- (キ) 退勤後に体調が悪化しうることについて注意喚起すること。

#### (3) 重点取組期間中に実施すべき事項

#### ア 作業環境管理

(2) のウの(ア)の暑さ指数(WBGT)の低減効果を再確認し、必要に応

じ追加対策を行う。

#### イ 作業管理

- (ア) 期間中に梅雨明けを迎える地域が多く、急激な暑さ指数(WBGT)の上昇が想定されるが、その場合は、労働者の暑熱順化ができていないことから、プログラムに沿って暑熱順化を行うとともに、暑さ指数(WBGT)に応じた作業の中断等を徹底する。
- (イ)水分及び塩分の積極的な摂取や熱中症予防管理者等によるその確認の徹底を図る。

#### ウ健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、体調不良、前日の多量の飲酒、暑熱順化の不足等について、作業開始前に確認するとともに、巡視の頻度を増やす。

#### 工 労働衛生教育

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行う。

#### オ 異常時の措置

(2) のキの措置に加え、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の把握が容易に行えるように配慮し、状態が悪化した場合の連絡・対応方法を確認しておく。異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請する。

表 1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

		WBGT a	<b>基準値</b>		
区	身体作業強度(代謝率レベル)の例	暑熱順化者の	暑熱非順化者の		
分		WBGT 基準値 °C	WBGT 基準値 ℃		
0 安静	安静、楽な座位	33	32		
	軽い手作業(書く、タイピング、描く、縫う、簿記);手及び腕の作				
	業(小さいペンチツール、点検、組立て又は軽い材料の区分け);腕				
1	及び脚の作業(通常の状態での乗り物の運転、フットスイッチ及び				
低代	ペダルの操作)。	30	29		
低代謝率	立位でドリル作業(小さい部品);フライス盤(小さい部品);コイル				
'	巻き;小さい電機子巻き;小さい力で駆動する機械;2.5 km/h以				
	下での平たん(坦)な場所での歩き。				
	継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土];腕及び脚の作業				
2	(トラックのオフロード運転、トラクター及び建設車両); 腕と胴体				
中程	の作業(空気圧ハンマーでの作業、トラクター組立て、しっくい塗				
中程度代謝率	り、中くらいの重さの材料を断続的に持つ作業、草むしり、除草、	28	26		
謝率	果物及び野菜の収穫);軽量な荷車及び手押し車を押したり引いた				
	りする; 2.5 km/h~5.5 km/h での平たんな場所での歩き; 鍛造				
3 高代謝率	強度の腕及び胴体の作業;重量物の運搬;ショベル作業;ハンマー作業;のこぎり作業;硬い木へのかんな掛け又はのみ作業;草刈り;掘る;5.5 km/h~7 km/h での平たんな場所での歩き。 重量物の荷車及び手押し車を押したり引いたりする;鋳物を削る;コンクリートブロックを積む。	26	23		
4 極高代謝率	最大速度の速さでのとても激しい活動; おの(斧)を振るう; 激しく シャベルを使ったり掘ったりする; 階段を昇る; 平たんな場所で走る; 7km/h 以上で平たんな場所を歩く。	25	20		

- 注 1 日本産業規格 JIS Z 8504 (熱環境の人間工学 WBGT (湿球黒球温度) 指数に基づく作業者の熱ストレスの評価 暑熱環境) 附属書 A「WBGT 熱ストレス指数の基準値」を基に、同表に示す代謝率レベルを具体的な例に置き換えて作成したもの。
- 注 2 暑熱順化者とは、「評価期間の少なくとも 1 週間以前から同様の全労働期間、高温作業条件(又は類似若しくはそれ以上の極端な条件)にばく露された人」をいう。

注 3 (参考 1) 身体を冷却する服の着用をしていない等、特段の熱中症予防対策を講じていない場合における「休憩時間の目安」:暑熱順化した作業者において、WBGT基準値~1℃程度超過しているときには 1 時間当たり 15 分以上の休憩、2℃程度超過しているときには 30 分以上の休憩、3℃程度超過しているときには 45 分以上の休憩、それ以上超過しているときには作業中止が望ましい。暑熱順化していない作業者においては、上記よりもより長い時間の休憩等が望ましい。

(出典) 米国産業衛生専門家会議 (ACGIH) の許容限界値 (TLV) を元に算出。

注 4 身体を冷却する服の着用等により、作業中の深部体温の上昇や休憩中の身体冷却の促進が図られるような場合については、参考1に示した休憩時間を短縮し、又は作業中止とする WBGT 値を高く設定することも可能であるが、その検討に当たっては、以下、参考2に掲げる知見を踏まえたものとすること。また、熱中症の発症や発症後の重症化の有無及び早さは個々の労働者の健康状態や作業態様によって大きく異なるため、10(2)オ(エ)に掲げる「作業中の労働者の健康状態の確認」に当たっては、周辺で作業する作業者との間で2人1組で「バディ」を組ませて声かけ等により定期的に相互の健康状態や異常の有無を確認するなどにより、熱中症の未然防止や発症時の迅速な応急措置の実施に努めることが必要である。

#### (参考2)

- ・ 適切な休憩の取得で体温や体液の正常化を図った上での、ファン付き作業服の着用は、作業時間を長くすることも可能である。温度 30℃、湿度 85%における運動実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して同様の体温に到達するまで 15 分遅らせる効果があることがわかっている。
- ・ 同実験の結果、ファン付き作業服の着用は非着用時と比較して推定発汗量が約 20%減少させる効果があることもわかっている。

#### 表 2 衣類の組合せにより暑さ指数 (WBGT) に加えるべき着衣補正値 (°C-WBGT)

		III III   0 1104
組合せ	コメント	暑さ指数 (WBGT)
		に加えるべき着
		衣補正値(℃-
		WBGT)
作業服	織物製作業服で、基準となる組合せ着	0
	衣である。	
つなぎ服	表面加工された綿を含む織物製	0
単層のポリオレフィン不	ポリエチレンから特殊な方法で製造さ	2
織布製つなぎ服	れる布地	
単層の SMS 不織布製のつ	SMS はポリプロピレンから不織布を製造	0
なぎ服	する汎用的な手法である。	
織物の衣服を二重に着用	通常、作業服の上につなぎ服を着た状	3
した場合	態。	
つなぎ服の上に長袖ロン	巻付型エプロンの形状は化学薬剤の漏	4
グ丈の不透湿性エプロン	れから身体の前面及び側面を保護する	
を着用した場合	ように設計されている。	
フードなしの単層の不透	実際の効果は環境湿度に影響され、多	10
湿つなぎ服	くの場合、影響はもっと小さくなる。	
フードつき単層の不透湿	実際の効果は環境湿度に影響され、多	11
つなぎ服	くの場合、影響はもっと小さくなる。	
服の上に着たフードなし	_	12
不透湿性のつなぎ服		
フード	着衣組合せの種類やフードの素材を問	+1
	わず、フード付きの着衣を着用する場	
	合。フードなしの組合せ着衣の着衣補	
	正値に加算される。	

- 注記 1 透湿抵抗が高い衣服では、相対湿度に依存する。着衣補正値は起こりうる最も高い値を示す。
- 注記 2 SMS はスパンボンド-メルトブローン-スパンボンドの 3 層構造からなる 不織布である。
- 注記3 ポリオレフィンは、ポリエチレン、ポリプロピレン、ならびにその共重合体などの総称である。

表 3 熱中症予防管理者労働衛生教育

	事項	範囲	時間
(1)	<ul> <li>・熱中症の概要</li> <li>・職場における熱中症の特徴</li> <li>熱中症の症状*</li> <li>・体温の調節</li> <li>・体液の調節</li> <li>・熱中症が発生する仕組みと症状</li> </ul>		30分
(2)	熱中症の予防方法*	<ul> <li>・暑さ指数(WBGT)(意味、WBGT 基準値に基づく評価)</li> <li>・作業環境管理(暑さ指数(WBGT)の低減、休憩場所の整備等)</li> <li>・作業管理(作業時間の短縮、暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、作業中の巡視等)</li> <li>・健康管理(健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認、身体の状況の確認等)</li> <li>・労働衛生教育(労働者に対する教育の重要性、教育内容及び教育方法)</li> <li>・熱中症予防対策事例</li> </ul>	150分
(3)	緊急時の救急処置	<ul><li>・緊急連絡網の作成及び周知</li><li>・緊急時の救急措置</li></ul>	15分
(4)	熱中症の事例	・熱中症の災害事例	15分

注 対象者の熱中症に対する基礎知識の状況に応じ、(1)及び(2)をそれぞれ 15分、75分に短縮して行うこととして差し支えない。

表 4 労働者向け労働衛生教育(雇入れ時又は新規入場時)

	事項	範囲	
(1)	熱中症の症状	・熱中症の概要 ・職場における熱中症の特徴 ・体温の調節 ・体液の調節 ・熱中症が発生する仕組みと症状	
(2)	熱中症の予防方法	<ul><li>・暑さ指数 (WBGT) の意味</li><li>・現場での熱中症予防活動 (暑熱順化、水分及び塩分の摂取、服装、日常の健康管理等)</li></ul>	
(3)	緊急時の救急処置	・緊急時の救急措置	
(4)	熱中症の事例	・熱中症の災害事例	

### 令和6年度 陸上貨物運送事業 **夏期労働災害防止強調運動実施要綱**

#### 1 趣旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」(令和5年度~令和9年度) に基づき、

- ① 死亡災害件数については、本計画期間中に前計画期間中の死亡災害件数から5%以上の減少をめざす。(令和6年は、86人以下。)
- ② 荷役労働災害の大幅な減少を目指す。特に、墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間(2018年度から2022年度)中の死傷災害件数から5%以上の減少をめざす。(令和6年は、4,192人以下。)
- ③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向 上教育を充実する。

とした目標を設定している。本年は当計画の2年度目として、一層積極的な安全衛生活動を展開しているところである。

令和6年の労働災害発生状況(1~3月速報値)は、死亡者数が17人(前年同期比-10人、-37.0%)と減少しているが、引き続き取組の強化が必要である。

死傷者数は 2,840 人(前年同期+8人、+0.3%) と微増しており、墜落・転落、飛来・ 落下による災害が依然として多発しているほか、はさまれ・巻き込まれによる災害も増 加傾向にあり、これらの災害については、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、改正された改善基準告示の周知などこれを予防するための取組を一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに 当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとよ り、安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させると ともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っ ていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年7月1日(月)から7月31日(水)までの1か月間を、令和6年度夏期労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性について認識をさ

らに深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

#### 2 実施期間

令和6年7月1日(月)から7月31日(水)まで

#### 3 スローガン

「身を守る 三点支持を 習慣に」

(令和6年度安全衛生標語 荷役部門最優秀作品)

#### 4 主唱者

陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部及び各都道府県支部

#### 5 後援

厚生労働省

#### 6 実施者

会員事業場

#### 7 取組の重点

- (1) 荷役作業時の墜落・転落災害の減少を図るため、昨年10月及び本年2月に施行された改正労働安全衛生規則等の周知及びテールゲートリフターの操作の業務に係る特別教育の実施支援に引き続き務める。また、同時に改正された「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(以下「荷役ガイドライン」という。)に基づき、全国各都道府県における荷主等と陸運事業者との連携強化・協力促進協議会の開催、トラック荷台等からの墜落・転落及び転倒に係る災害を対象とした荷役労働災害防止対策コンサルティング事業の実施、荷役災害防止安全教育を実施するなど荷役労働災害防止対策を推進する。
- (2) 死亡災害の発生件数が最も多い交通労働災害の防止については、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知をはじめ、交通労働災害防止担当管理者教育を実施す

- るとともに、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン (エイジフレンド リーガイドライン) の周知及び同ガイドラインを踏まえたセミナーを実施する。
- (3) 職場における安全衛生推進者の選任率の向上及びレベルアップを図る取り組みとして、安全衛生推進者のための労働災害防止対策セミナーを実施し、会員事業場の安全衛生水準の向上を図る。
- (4) 特に夏場は職場における熱中症による災害を防ぐ必要があることから、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」(厚生労働省・各労働災害防止団体主唱)を踏まえ た取組を行う。
- (5) 健康診断の有所見率が高い水準で推移していることから、健康確保に向けた対策として、健康診断の実施及び長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導等事後措置の徹底、ストレスチェックの実施とその結果に基づくメンタルヘルス対策を推進するとともに、腰痛災害防止に向けた取組を推進する。
- (6) 職場における自主的な安全衛生活動を推進するため、職場に潜む危険の芽を事前に 摘み取ってリスクの低減を図り、安全度の高い職場の実現を目指す取組である危険予 知活動(KY活動)、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム等の定 着を図る。

### 8 主唱者の実施事項

- (1) 各種安全大会、研修会、個別・集団指導等の実施
  - ・交通事故、労働災害防止大会の開催
  - 「職場の安全衛生自主点検表」を用いた事業場への個別指導・パトロールの実施
  - ・「荷役災害防止安全教育」をはじめとする安全衛生研修会、セミナーの実施
  - ・陸運災防指導員会議等の開催
- (2) 各種啓発資料を活用した災害防止対策の周知・徹底 厚生労働省及び陸災防が作成・配布している各種パンフレット、リーフレット、冊 子等の啓発資料(別紙)を活用し、労働災害防止対策の周知・徹底を図る。
- (3) 陸災防労働災害事例生成ツールの活用促進
  - ・「陸災防労働災害事例生成ツール」(以下「生成ツール」という。) の活用促進を進めるとともに、登載事例の充実を図る。

#### (4) 行政との連携、広報等

- ・厚生労働省、都道府県労働局、全日本トラック協会、都道府県トラック協会等関係行 政機関、団体等に対し本運動の実施について協力依頼を行う。
- ・広報誌「陸運と安全衛生」、ホームページ等により、本運動の趣旨及び実施事項等に ついて周知・徹底を図る。
- ・安全ポスター、のぼり等の作成・配布により、本運動の気運の醸成を図る。

#### 9 会員事業場の実施事項

- ・経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが 職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- ・安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」(別 添参照)により職場の安全衛生点検を行う。
- ・安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- ・改正された「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の 確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供でき るように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決 めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- ・定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

### 職場の安全衛生自主点検表

令和6年5月作成

事業場名						従業員数	人
点検年月日	令和	年	月	目	点検者氏名		印

この点検表は、陸運業の労働災害防止に必要な主要事項について、会員事業場が自主的にチェックし、問題点を見つけて改善するためのものです。この点検表には、会員事業場が守るべき安全衛生事項をまとめた「災防規程」<sup>1)</sup>や厚生労働省が策定した「荷役ガイドライン」<sup>2)</sup>の主な内容も含まれています。

この点検表を利用して職場の自主点検を行い、さらに労働災害防止対策を進めましょう。

		点 検 項 目					
1	基本的な取組(リスクの低減)						
・ 安全衛生方針の表明(1年単位。交通及び荷役労働災害防止を含む。)				□ していない			
・ 安全衛生目標の設定 (同上)				□ していない			
・安全衛生計画の作成(同上、計画の実施、評価、改善を含む。)				□ していない			
・リスクアセスメントの実施(荷役作業関係)			□ している	□ していない			
・ 安全衛生管理規程の作成(交通及び荷役労働災害防止を含む。)			ロしている	□ していない			
2	2 安全衛生管理体制	<u> </u>					
-		労働者 50 人以上					
	74 197 14 20 20 / 5	・総括安全衛生管理者の選任(100 人以上)	 □ している	 □ していない	 口 該当なし		
	安全衛生推進者の選任	・安全管理者の選任(選任時研修修了)	ロしている	口していない	口該当なし		
	), <u> </u>	・衛生管理者の選任	ロしている	口していない	□該当なし		
	·	・産業医の選任		口していない	口該当なし		
	安全衛生推進者の巡視	・安全管理者、衛生管理者の巡視	口している	口していない	口該当なし		
	安全衛生対策等を話合う場の設置	  ・安全衛生委員会の開催 (月1回以上)	□ している	□ していない			
3	3 安全衛生教育の実施状況						
・雇入れ時又は作業内容変更時の教育			□ している	□ していない	□ 該当なし		
	・ 特別教育 (テールゲートリフター等)			□ していない	□該当なし		
	・ 日常の教育(危険予知訓練、ヒヤリ・ハット事例活用等)			□ していない			
-	・ 能力向上の教育(安全管理者等の定期教育等)			□ していない	□ 該当なし		
•	・ 事故発生者に対する教育			□ していない	□ 該当なし		
	・腰痛予防のための管理者教育			□ していない	口該当なし		
Ŀ	・ 腰痛予防のための作業従事者教育(自動車運転者、重量物取扱者)			□ していない	□ 該当なし		
4 健康管理							
•	雇入れ時の健康診断		□ している	□ していない	□ 該当なし		
•	定期健康診断 (年1回)	□ している	□ していない				
•	深夜業従事者に対する健康診断	(年2回)	□ している	□ していない	□ 該当なし		
•	・ 過重労働対策(時間外・休日労働時間数)		□月45時間	□月45時間超	~80 時間		
	※ 休憩憩時間を除き、1 週間当たり 40 時間を超えて労働させた場合における その超えた時間		以内	□月80時間超 □月100時間略			
	時間外・休日労働が1月当たり 者に対する医師による面接指導の	80 時間を超える労働者で申出のあった D実施	□ している	□ していない	□ 該当なし		
	. ストレスチェックの導入 (50 人以上義務、50 人未満努力義務)			□ していない			
	高ストレス者の申出による「医的	师による面接指導」実施	□ している	□ していない	□ 該当なし		

<sup>1)</sup> 災防規程:「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」

<sup>2)</sup> 荷役ガイドライン:厚生労働省「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」

5 荷役労働災害防止対策		
(1) 安全衛生管理体制と安全衛生教育		
・ 作業計画の作成(車両系荷役運搬機械による作業)	□ している □ していない	□該当なし
・荷役災害防止の担当者の指名*	□ している □ していない	□ 該当なし
・車両系荷役運搬機械等の作業指揮者の選任	□ している □ していない	口 該当なし
・ 積卸し作業指揮者の選任(一の荷でその重量が 100kg以上)	□ している □ していない	□ 該当なし
・荷役作業従事者に対する安全衛生教育の実施*	□ している □ していない	口 該当なし
・荷役作業の危険予知訓練	□ している □ していない	□ 該当なし
・荷主等と安全衛生対策を協議する場の設置*	□ している □ していない	□ 該当なし
(2) 荷役災害防止の措置		
・ 荷役作業の有無等について荷主等への事前確認(安全作業連絡書) *	□ している □ していない	口該当なし
・トラック荷台等からの墜落・転落災害及び転倒災害の防止措置*	口 している 口 していない	□ 該当なし
・主な危険作業についての安全作業マニュアルの整備	□ している □ していない	□ 該当なし
・荷役運搬機械、荷役用具、設備による労災防止対策*	□ している □ していない	□ 該当なし
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ コンベヤー エ テールゲートリフター オ ロールボックスパレット		
・作業開始前点検(該当するものに〇をつけてください。)	口 している 口 していない	□該当なし
ア 貨物自動車 イ フォークリフト ウ 移動式クレーン エ コンベヤー オ テールゲートリフター カ 器具・工具 キ その他		
・定期自主検査(同上)	□ している □ していない	□該当なし
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ その他 ・ 危険作業従事資格者の配置 (同上)	□ している □ していない	□ 該当なし
ア フォークリフト イ 移動式クレーン ウ はい作業		- Py
エ 玉掛け作業 オ その他 ・保護帽(墜落時保護用)	□ している □ していない	□ 該当なし
		山 195円/カレー
		口該当たし
・安全靴の使用	□ している □ していない	口該当なし
・安全靴の使用 6 <b>交通労働災害防止対策</b>		□該当なし
・安全靴の使用		
<ul><li>・安全靴の使用</li><li>6 交通労働災害防止対策</li><li>(1) 交通労働災害防止のための管理体制</li></ul>	□ している □ していない	
<ul> <li>・安全靴の使用</li> <li>6 交通労働災害防止対策</li> <li>(1) 交通労働災害防止のための管理体制</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者の選任(運行管理者・安全運転管理者等)</li> </ul>	□ している □ していない □ している □ していない	□該当なし
<ul> <li>・安全靴の使用</li> <li>6 交通労働災害防止対策</li> <li>(1) 交通労働災害防止のための管理体制</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者の選任(運行管理者・安全運転管理者等)</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施</li> </ul>	□ している □ していない □ している □ していない	<ul><li>□該当なし</li><li>□該当なし</li></ul>
<ul> <li>・安全靴の使用</li> <li>6 交通労働災害防止対策</li> <li>(1) 交通労働災害防止のための管理体制</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者の選任(運行管理者・安全運転管理者等)</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施</li> <li>(2) 適正な労働時間</li> </ul>	□ している □ していない □ している □ していない □ している □ していない	<ul><li>□該当なし</li><li>□該当なし</li></ul>
<ul> <li>・安全靴の使用</li> <li>6 交通労働災害防止対策</li> <li>(1) 交通労働災害防止のための管理体制</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者の選任(運行管理者・安全運転管理者等)</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施</li> <li>(2) 適正な労働時間</li> <li>・時間外労働及び休日労働に関する協定</li> </ul>	□ LTいる □ LTいない □ LTいる □ LTいない □ LTいる □ LTいない	<ul><li>□該当なし</li><li>□該当なし</li><li>□該当なし</li></ul>
<ul> <li>・安全靴の使用</li> <li>6 交通労働災害防止対策</li> <li>(1) 交通労働災害防止のための管理体制</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者の選任(運行管理者・安全運転管理者等)</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施</li> <li>(2) 適正な労働時間</li> <li>・時間外労働及び休日労働に関する協定</li> <li>(原則:1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間)</li> </ul>	□ LTいる □ LTいない □ LTいる □ LTいない □ LTいる □ LTいない	<ul><li>□該当なし</li><li>□該当なし</li><li>□該当なし</li></ul>
<ul> <li>・安全靴の使用</li> <li>6 交通労働災害防止対策</li> <li>(1) 交通労働災害防止のための管理体制</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者の選任(運行管理者・安全運転管理者等)</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施</li> <li>(2) 適正な労働時間</li> <li>・時間外労働及び休日労働に関する協定 (原則:1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間)</li> <li>・ 拘束時間等(1ヶ月284h以内口)(1日13h以内口)(休息1日9h以上口)(2日平均</li> </ul>	□ LTいる □ LTいない □ LTいる □ LTいない □ LTいる □ LTいない	<ul><li>□該当なし</li><li>□該当なし</li><li>■該当なし</li><li>■転 4h 以内 □)</li></ul>
<ul> <li>・安全靴の使用</li> <li>6 交通労働災害防止対策</li> <li>(1) 交通労働災害防止のための管理体制</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者の選任(運行管理者・安全運転管理者等)</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施</li> <li>(2) 適正な労働時間</li> <li>・時間外労働及び休日労働に関する協定 (原則:1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間)</li> <li>・拘束時間等(1ヶ月284h以内□)(1日13h以内□)(休息1日9h以上□)(2日平均(3) 走行管理等</li> </ul>	□ している □ していない □ している □ していない □ している □ していない □ している □ していない	<ul><li>□該当なし</li><li>□該当なし</li><li>□該当なし</li><li>□該当なし</li><li>□該当なし</li></ul>
<ul> <li>・安全靴の使用</li> <li>6 交通労働災害防止対策</li> <li>(1) 交通労働災害防止のための管理体制</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者の選任(運行管理者・安全運転管理者等)</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施</li> <li>(2) 適正な労働時間</li> <li>・時間外労働及び休日労働に関する協定 (原則:1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間)</li> <li>・拘束時間等(1ヶ月284h以内□)(1日13h以内□)(休息1日9h以上□)(2日平均(3) 走行管理等</li> <li>・走行計画の作成及び指示</li> </ul>	□ している □ していない □ している □ していない □ している □ していない □ している □ していない  □ している □ していない □ している □ していない	□該当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし
・安全靴の使用  6 交通労働災害防止対策 (1) 交通労働災害防止のための管理体制 ・交通労働災害防止を担当する者の選任(運行管理者・安全運転管理者等) ・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 (2) 適正な労働時間 ・時間外労働及び休日労働に関する協定 (原則:1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間) ・拘束時間等(1ヶ月284h以内□)(1日13h以内□)(休息1日9h以上□)(2日平均(3) 走行管理等 ・走行計画の作成及び指示 ・走行経路の決定	□ している □ していない	□該当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし
<ul> <li>・安全靴の使用</li> <li>6 交通労働災害防止対策</li> <li>(1) 交通労働災害防止のための管理体制</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者の選任(運行管理者・安全運転管理者等)</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施</li> <li>(2) 適正な労働時間</li> <li>・時間外労働及び休日労働に関する協定 (原則:1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間)</li> <li>・拘束時間等(1ヶ月284h以内□)(1日13h以内□)(休息1日9h以上□)(2日平均(3) 走行管理等</li> <li>・走行計画の作成及び指示</li> <li>・走行経路の決定</li> <li>・乗務記録に基づく適正な走行管理</li> <li>・点呼の実施</li> <li>・乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認</li> </ul>	□ している □ していない	□該当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし
・安全靴の使用  6 交通労働災害防止対策 (1) 交通労働災害防止のための管理体制 ・交通労働災害防止を担当する者の選任(運行管理者・安全運転管理者等) ・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 (2) 適正な労働時間 ・時間外労働及び休日労働に関する協定 (原則:1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間) ・拘束時間等(1ヶ月284h以内□)(1日13h以内□)(休息1日9h以上□)(2日平均(3) 走行管理等 ・走行計画の作成及び指示 ・走行経路の決定 ・乗務記録に基づく適正な走行管理 ・点呼の実施 ・乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 ・乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認	□ している □ していない	□該当なし
<ul> <li>・安全靴の使用</li> <li>6 交通労働災害防止対策</li> <li>(1) 交通労働災害防止を担当する者の選任(運行管理者・安全運転管理者等)</li> <li>・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施</li> <li>(2) 適正な労働時間</li> <li>・時間外労働及び休日労働に関する協定 (原則:1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間)</li> <li>・拘束時間等(1ヶ月284h以内□)(1日13h以内□)(休息1日9h以上□)(2日平均(3) 走行管理等</li> <li>・走行計画の作成及び指示</li> <li>・走行経路の決定</li> <li>・乗務記録に基づく適正な走行管理</li> <li>・点呼の実施</li> <li>・乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認</li> <li>・乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計</li> </ul>	□ している □ していない	□該当なし
・安全靴の使用  6 交通労働災害防止対策 (1) 交通労働災害防止のための管理体制 ・交通労働災害防止を担当する者の選任(運行管理者・安全運転管理者等) ・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 (2) 適正な労働時間 ・時間外労働及び休日労働に関する協定 (原則:1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間) ・拘束時間等(1ヶ月284h以内□)(1日13h以内□)(休息1日9h以上□)(2日平均(3) 走行管理等 ・走行計画の作成及び指示 ・走行経路の決定 ・乗務記録に基づく適正な走行管理 ・点呼の実施 ・乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 ・乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認	□ している □ していない	□談当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし □該当なし
・安全靴の使用  6 交通労働災害防止対策 (1) 交通労働災害防止のための管理体制 ・交通労働災害防止を担当する者の選任(運行管理者・安全運転管理者等) ・交通労働災害防止を担当する者への教育の実施 (2) 適正な労働時間 ・時間外労働及び休日労働に関する協定 (原則:1月45時間、1年360時間、特別条項1年720時間) ・拘束時間等(1ヶ月284h以内口)(1日13h以内口)(休息1日9h以上口)(2日平均(3) 走行管理等 ・走行計画の作成及び指示 ・走行経路の決定 ・乗務記録に基づく適正な走行管理 ・点呼の実施 ・乗務前点呼での疾病、疲労、睡眠不足、飲酒の状況の確認 ・乗務前点呼での、乗務開始前、24時間における拘束時間の合計が13時間を超える場合の睡眠状況の確認 (4) 安全衛生教育、意識の高揚	□ している □ していない	□ 該当なし □ □ 該当なし □ □ 該当なし □ □ 該当なし

#### 職場の安全衛生自主点検表(共通)の解説

#### 1 基本的な取組事項(リスクの低減)

最近の労働災害防止の取組は、事業場に潜在的に存在するリスクを継続的に低減するものが主流となっています。そのための手法として、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントがあります。

この項では、これらの取組の基本項目を記載したもので、これらが適正に実施されており、安全衛生の年間計画について、いわゆるPDCAサイクル(計画、実施、評価、改善)が円滑に実施されていれば、労働安全衛生マネジメントシステムの基本部分は実施されているということができます。

(参考資料等)・災防規程:第10条の2に記載されています。

- ・リスクアセスメントイラストシート (陸災防図書)
- ・こうすれば導入できる労働安全衛生マネジメントシステム (陸災防図書)
- (注) 災防規程 (陸上貨物運送事業労働災害防止規程)・・・労働災害防止団体法では災防団体の会員事業場が守るべき事項を災防規程として定めることが義務付けられており、会員事業場はこの規程を遵守する義務があります。詳細は陸災防ホームページでご覧いただけます。

#### 2 安全衛生管理体制

法令で定められた安全衛生管理を担当する者の選任等が行われているかをチェックします。未選任の場合は 法違反となりますので、早急に資格のある者を選任する必要があります。

(参考資料等)・災防規程:7条。50人以上はさらに第4条~6条、10条

#### 3 安全衛生教育の実施状況

法令で就業制限となっている、フォークリフト(最大荷重112以上)の運転業務や、はい作業主任者等については、当然資格者が実施すべきものとして除いています。

ここでは、法令や行政通達等で実施すべきとされている主なものを対象としています。

(参考資料等) ・災防規程:第11条~12条、16条

#### 4 健康管理

従業員の高齢化が進んでいること、陸運業ではいわゆる過労死等の労災認定件数が多いことから、健康管理 や長時間労働管理が重要です。また、平成27年12月からストレスチェック制度が開始されていることに留意 が必要です。

(参考資料等)・災防規程:第79条、82条

・陸災防ホームページ (メンタルヘルス対策) 参照

http://www.rikusai.or.jp/public/mental-health/mental-health\_kajyuu-roudou\_taisaku.htm

#### 5 荷役労働災害防止対策

法令、災防規程、荷役ガイドラインのうち、主な荷役災害防止対策を記載しています。

(参考資料等) ・災防規程:第 23~25 条、30~31 条、33~34 条、48 条、53 条、56 条、63 条

- ・フォークリフトの安全Q&A50(陸災防図書 平成24年3月)
- ・「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について(令和 5 年 3 月 28 日基発 0328 第 1 号)

#### 6 交通労働災害防止対策

交通労働災害防止のためのガイドライン (平成30年6月改正)で事業者が実施すべき事項とされた主なもの について記載しています。

(参考資料等)・災防規程:第71条

・交通労働災害防止のためのガイドライン解説書(陸災防図書 平成24年3月)

広報誌のご案内

# お役立ち 安全衛生情報をお届けします

お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- ▶ 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より E メールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、FAXにてお申込みください。

### お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部 FAX 03-3453-7561

<b>事業場名</b> または		
個人名		
電話番号	FAX番号	
都道府県		
メールアドレス		

次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合せ先」までご連絡ください。お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ をご覧ください。

http://www.rikusaibou-kagawa.jp/

陸運労災防止協会香川

お問い合わせ先



厚労省所管

陸運労災防止協会香川県支部 災害防止団体 TEL 087-851-6251



### 会員名簿の変更等について

令和6年7月1日

当協会発行の会員名簿(令和6年度版)について、下記のとおり変更等をお願いします。

(一社)香川県トラック協会

ページ	会 社 名 他	変 更 内 容
7	株式会社 西村運送	【退会】
15	株式会社 サカイパンダロジ 四国支社	【 入 会 】 代 表 者 居倉 義文 指定代表者 垣内 和彦 所在地 〒762-0053 香川県坂出市西大浜北3-2-6 TEL(0877)35-7633 FAX(0877)46-5701

※名簿の変更等ございましたら、香ト協宛(TEL:087-851-6381)ご連絡下さい。